

令和3年（2021年）3月5日（金曜日）

第 3 号

令和3年第1回北海道議会定例会会議録

第3号

令和3年（2021年）3月5日（金曜日）

議事日程 第3号

3月5日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第43号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 休会の決定

出席議員 (97人)

議長 100番 村田 憲 俊 君

副議長 77番 高橋 亨 君

1番 寺島 信 寿 君

2番 笠木 薫 君

3番 木葉 淳 君

4番 小泉 真 志 君

5番 鈴木 一 磨 君

6番 武田 浩 光 君

7番 植村 真 美 君

8番 佐々木 大 介 君

9番 滝口 直 人 君

10番 檜垣 尚 子 君

11番 星 克 明 君

12番 宮下 准 一 君

13番 村田 光 成 君

14番 渡邊 靖 司 君

15番 浅野 貴 博 君

16番 安住 太 伸 君

17番 内田 尊 之 君

18番 大越 農 子 君

19番 淵上 綾 子 君

20番 松本 将 門 君

21番 壬生 勝 則 君

22番 山根 理 広 君

23番 阿知良 寛 美 君

24番 田中 英 樹 君

25番 菊地 葉 子 君

26番 宮川 潤 君

27番 中野渡 志 穂 君

28番 荒当 聖 吾 君

29番 白川 祥 二 君

30番 新沼 透 君

31番 池端 英 昭 君

32番 小岩 均 君

33番 菅原 和 忠 君

34番 中川 浩 利 君

35番 畠山 みのり 君

36番 藤川 雅 司 君

37番 太田 憲 之 君

38番 加藤 貴 弘 君

39番 桐木 茂 雄 君

40番 久保秋 雄 太 君

41番 佐藤 禎 洋 君

42番 清水 拓 也 君

43番 千葉 英 也 君

44番 道見 泰 憲 君

45番 船橋 賢 二 君

46番 丸岩 浩 二 君

47番 梅尾 要 一 君

48番 笠井 龍 司 君

49番	中野秀敏君	86番	千葉英守君
50番	花崎勝君	87番	中司哲雄君
51番	三好雅君	88番	藤沢澄雄君
52番	村木中君	89番	吉田正人君
53番	吉川隆雅君	90番	遠藤連君
54番	吉田祐樹君	91番	大谷亨君
55番	佐々木俊雄君	92番	喜多龍一君
56番	田中芳憲君	93番	竹内英順君
57番	沖田清志君	95番	伊藤条一君
58番	笹田浩君	97番	神戸典臣君
59番	松山丈史君	98番	高橋文明君
60番	市橋修治君	99番	和田敬友君
61番	稲村久男君	欠席議員（3人）	
62番	梶谷大志君	84番	小畑保則君
63番	北口雄幸君	94番	本間勲君
64番	広田まゆみ君	96番	川尻秀之君
65番	赤根広介君	<hr/>	
66番	佐藤伸弥君	出席説明員	
67番	中山智康君	知事	鈴木直道君
68番	安藤邦夫君	副知事	浦本元人君
69番	志賀谷隆君	同	土屋俊亮君
70番	真下紀子君	同	中野祐介君
71番	森成之君	公営企業管理者	佐々木誠也君
72番	大河昭彦君	病院事業管理者	鈴木信寛君
73番	金岩武吉君	総務部長	平野正明君
74番	池本柳次君	兼北方領土対策本部長	野村聡君
75番	滝口信喜君	総務部危機管理監	倉本博史君
76番	須田靖子君	総合政策部長	佐々木徹君
78番	三津丈夫君	総合政策部監	柏木文彦君
79番	平出陽子君	地域振興監	築地原康志君
80番	富原亮君	総合政策部監	長橋聡君
81番	八田盛茂君	交通企画監	
82番	松浦宗信君	環境生活部長	
83番	東国幹君	環境生活部	
85番	角谷隆司君	了イ又政策監	

環境生活部
東京オリンピック
連携推進監
保健福祉部長
保健福祉部
少子高齢化対策監
経済部長
経済部観光振興監
経済部食産業振興監
農政部長
農政部長
食の安全推進監
水産林務部長
建設部長
建設部建築企画監
会計管理者
兼出納局長
企業局長
道立病院部長
財政局長
財政課長

阪正寛君
三瓶徹君
京谷栄一君
山岡庸邦君
大内隆寛君
谷岡俊則君
小田原輝和君
宮田大君
佐藤卓也君
小林敏克君
長浜光弘君
三井真君
本間俊明君
栗井是臣君
古岡昇君
羽田翔君

人事委員会
事務局 会長 青木誠雄君

警察本部長 小島裕史君
総務部長 原口淳君
警務部長 堂前康君
札幌市警察部長
兼警務部参事官
兼サイバーセキュリティ
対策本部長
櫻庭英樹君
総務部参事官
兼総務課長 野手敏光君

労働委員会
事務局 会長 森弘樹君

監査委員事務局 加藤浩君

収用委員会
事務局 会長 工藤一浩君

教育委員会教育長
教育部長
兼教育職員監
学校教育監
総務課長

小玉俊宏君
志田篤俊君
赤間幸人君
阿部正幸君

選挙管理委員会
事務局 長 叶野公司君

議会事務局職員出席者

事務局 長 近藤晃司君
議事課 長 樫山博哉君
議事課 長補佐 本間治君
議事係 長 小倉拓也君
議事課 主任 古賀勝明君
議事課 主事 中江良太君

午前10時2分開議

○議長村田憲俊君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔樫山議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

千葉英也 議員

道見泰憲 議員

船橋賢二 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第43号

（質疑並びに一般質問）

○議長村田憲俊君 日程第1、議案第1号ないし第43号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

白川祥二君。

○29番白川祥二君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、北海道結志会を代表して、知事の基本姿勢と当面する道政の諸課題について、知事並びに教育長、警察本部長に順次質問してまいります。

知事は、昨年の執行方針で、政策を進めるに当たっては、時間軸を意識することが重要として、2030年までを俯瞰し、北海道のロードマップを広く道民と共有して道政を推進していく、このロードマップの行き先には活力に満ちた北海道が開けている、本年はスタートの年と、道政を担う上での決意を述べられました。

このロードマップは、イベントの羅列で、ロードマップと呼べるものかは疑問ではあるものの、一応、10年先を見据えて政策を進めていくとしたものと理解しますが、今年の執行方針では、どのように時間軸を意識され、なぜ、コロナの影響も踏まえた新たなロードマップを示されなかったのか、伺います。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、公約実現にどのような影響を及ぼしているのか、伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてでありますけれども、道では、昨年11月から続けている集中対策期間を、先月13日の本部会議で、首都圏などを対象とする緊急事態宣言の発令期間に合わせ、3月7日まで延長するとともに、薄野地区に限定していた飲食店への時短要請を市内全域に拡大することを決めました。

知事は、本部会議終了後の記者会見で、集中対策期間の延長などの措置は、熟慮に熟慮を重ね、専門家の方、有識者の皆様の御意見を踏まえ、継続を決めたと述べられましたが、有識者会議では、緊急事態宣言が発令されている間とするのは反対、期間は独自に設定すべきなどの意見が出されているにもかかわらず、原案が修正された跡は見られません。また、時短要請についても、小樽市に対し道がとった対応との違いについては、説得力を欠くものです。

有識者会議からは、道民に対する丁寧で分かりやすい説明が求められていましたが、知事は、2月13日の記者会見をもって、道民の理解が得られたと考えているのか、見解を伺います。

札幌市内の飲食店に対する時短要請などについては、10万人当たりの新規感染者数及び病床使

用状況がいずれも目安をクリアしたとして、予定どおり2月28日をもって解除されましたが、解除に当たり、札幌市、小樽市の実効再生産数はどのように考慮されたのか、伺います。

また、集中対策期間については、3月7日で終了する旨を表明されましたが、1都3県の緊急事態宣言は、2週間程度延長される見通しです。

延長された場合であっても、道の集中対策期間は終了するのか、伺います。

道の警戒ステージ運用の考え方が示され、今後、特定の地域や業態を対象とした強い措置を講じるに当たっては、当該地域の感染拡大が他地域に波及する可能性、感染の広がり、医療提供体制などへの負荷の3点を総合的に判断するとしています。

しかし、特定地域での強い措置については、地域別の指標がないため、どのような状態になったら強い措置が取られるのか、また、解除されるのか、分かりません。また、他地域への感染の拡大の可能性という条件は、どのような科学的データに基づき判断するのか、不明です。

知事は、2月28日までの札幌市内の飲食店に対する時短要請の解除について、札幌の病床使用量を110床以下とする要件を1週間後に追加し、後出しじゃんけんではとの指摘を受けています。

また、地域別病床数の明示は今回に限った措置だと述べられていますが、私は、私権の制限を伴う措置を講じる場合は、道民の理解が得られるよう、あらかじめ各項目を指標化して示す必要があると考えます。知事の所見を伺います。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新たに緊急事態宣言時に近い対策を取るまん延防止等重点措置が規定されました。

集中対策期間延長に際し、札幌市長は、知事にまん延防止等重点措置の適用を政府に要請してほしい旨、求めています。道が要請を見送ったと報じられています。

まん延防止等重点措置が適用されれば、集中対策期間で講じられる時短要請などについても、より強い法的裏づけが得られたはずですが、どのような理由で要請すらされなかったのか、知事の所見を伺います。

「新北海道スタイル」の定着促進と経済への影響対策が、令和3年度に最優先で取り組む三つの政策の一つとして掲げられています。ただ、「新北海道スタイル」の狙いは、感染リスクを低減させ、事業継続やビジネスチャンスの拡大につなげていくことにあるはずが、感染防止に重点が置かれ、ビジネスチャンスの拡大につながっているとは言い難いと考えます。

「新北海道スタイル」の取組実態をどう認識し、新年度はどの点に重点を置いて進めるのか、伺います。

事業者支援については、知事は、財政状況が厳しい中でもひねり出して、皆さんに20万円、10万円、全道にお配りする、この判断も、知事査定の中で、私のほうから、これはちょっとやらせてくれということで見直したとして、自らの発案だと胸を張っていますが、そもそも、国に追随する支援策で、独自の発想とは言えません。

時短要請に伴う経済的影響は、要請を受けた飲食店にとどまらないことは自明の理です。昨年11月の時点で時短要請を発出するに当たり、支援対象の拡大について検討したのか、伺います。

また、来年度、時短要請をせざるを得ない場合を想定して、12億円が計上されております。機動性を確保するためにやむなしとはしますが、執行に当たっては、対象業種、金額などについて、あらかじめ議会の了承を得る必要があると考えますが、見解を伺います。

大隅良典東京工業大学栄誉教授ら、ノーベル生理学・医学賞を受賞した4人の研究者が、PCR検査能力の大幅な拡充と無症候感染者の隔離強化などを要望し、実行を求めています。

道では、新年度、現在、全道に12か所あるPCR検査センターを25か所に倍増するとともに、医療機関などにおける検査機器の導入を促進するとしていますが、現在の1日当たりのPCR検査能力の3570件は、こうした措置により、どの程度高まるのか、伺います。

また、無症候感染者の隔離強化にはどのように対処するのか、伺います。

感染力が強いとされる新型コロナウイルスの変異株への感染が、2月20日現在で、16都府県で173人に広がり、このうち、海外渡航歴のない人が115人と、7割近くに上っています。

国立感染症研究所では、国内の感染拡大防止を図るためには、変異株感染者の早期検知と徹底した積極的疫学調査によるクラスターの封じ込めを行うとしています。

知事からは、変異株に対する道の対応についてのアナウンスがありませんが、道の対応策について伺います。

予定どおりだと、4月から、順次、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人を優先してワクチン接種が始まります。

市町村の体制について、冒頭先議で、必要な情報を提供し、市町村におけるワクチン接種体制整備が図られるよう努めるとお答えになってはいますが、接種時期に地域間格差を生じさせないため、どのような対策を考えているのか、伺います。

今般の新型コロナウイルス感染症については、感染者やその家族、医療従事者などに対する差別的な言動や職業を理由にした誹謗中傷などが全国的に報告されています。

道では、本道における差別や誹謗中傷の実態をどのように把握し、その防止にどう取り組んでいるのか、伺います。

有識者会議や専門会議を開催するいとまがないとき、委員からの意見聴取は個別に行っていると説明を受けていますが、個別の意見聴取については、いつ、誰が、どこで、どのような発言があったのかといった、議事録に代わる書類がありません。

昨年2定の予算特別委員会の知事総括で、道では、重要な意思形成に関する打合せの記録については、文書管理規程に基づき整理している、将来の政策形成などに寄与するために、必要と判断する場合には、より詳細な内容についてその記録を残すべきものと考えている、新型コロナウイルス感染症の意思決定の経緯についても、より詳細な内容を整理していくとともに、必要な議事録や文書の作成、関係資料の保存などについて、適切な方法により対応すると述べています。

この答弁と個別聴取における取扱いの整合性について伺います。

次に、人口減少と北海道創生についてであります。菅首相は、施政方針演説で、長年にわたり、我が国の最大の課題と言われてきたのが少子化の問題です、結婚や出産、子育てを希望する

方々の声に丁寧に耳を傾け、一つ一つの望みを実現していきますと述べ、具体的な対策として、不妊治療への助成、待機児童の解消、男性の育児参加を挙げられました。

昨年の全国の出生数は過去最少の約87万人で、本道は前年比で466人減の3万554人となっています。今年の出生数は、コロナ禍による雇用情勢の悪化などで、世帯収入が減り、子どもを持つことを控えるといったことのほか、広域移動を伴う里帰り出産が困難になるなど、出産環境の変化などにより、80万人をも割り込むことが危惧されています。

令和3年度の政策の展開方針では、政策検討の視点として、人口減少や少子・高齢化など、避けることのできない課題に真摯に向き合うとしているものの、命と暮らしを守り、未来を切り開くと銘打たれた令和3年度重点政策に、その対策は見られません。

知事の少子化をはじめとする人口減少問題に対する危機感の欠如に驚かざるを得ませんが、知事は、現状をどう捉え、10年後、20年後の北海道を展望し、どう打開しようとするのか、伺います。

また、昨年4定で、創生総合戦略の抜本的な見直しの必要性について、知事は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の改定や、道の総合計画などの見直し状況を踏まえながら、総合戦略においても適切に反映していくと、改定するのかもしれないのか、はっきりとしたお答えはされませんでした。

国の総合戦略は、昨年12月21日に、感染症の影響を踏まえた今後の地方創生を副題として改定されていますが、知事は、第2期北海道創生総合戦略をどのように取り扱うのか、伺います。

次に、グローバル戦略についてであります。北海道グローバル戦略が2017年12月に策定されています。戦略の推進期間は2025年度までとなっていますが、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、世界情勢は戦略策定時とは大きく変化しています。

道では、7か所の海外事務所などに職員を派遣していますが、コロナ禍においては活動にも制約があるものと考えます。

戦略では、中間年である2021年度を目途に、本道を取り巻く世界情勢の変化などを踏まえ、適宜、見直しを行うとされています。当然、見直しをされるものと考えますが、どのような視点で見直し、当面、コロナ禍における国際関連施策について、新年度はどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、北海道Society5.0推進計画についてであります。道では、10年後の北海道の未来社会を見据えた北海道Society5.0構想の提言を受け、1年をかけて、その実現に向けた北海道Society5.0推進計画を策定し、先日、議会に報告されました。

道政執行方針では、暮らし、産業、行政の三つの重点分野を中心に、リモート教育や農林水産業におけるスマート化、官民のオープンデータの推進など、本道のデジタル化を加速し、北海道Society5.0の実現を目指すとしています。

意気込みは評価しますが、全ての分野において、北海道はSociety5.0の実現を可能とする人材が不足しているのが現実と考えます。人材の計画的な育成確保にどう取り組むのか、伺

います。

サイバーセキュリティ基本法第5条では、地方公共団体にはサイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、実施する責務が課せられていますが、道では、これまでどのような取組をし、また、今後どのように対策を強化するのか、伺います。

次に、行財政運営についてであります。令和3年度からの行財政運営の基本方針の中で、道財政の中期展望が示され、来年度以降の収支不足額は300億円台で推移する見込みとされています。令和2年度までの運営方針では100億円台でしたので、大幅に不足額が増えることになっています。

対策としては、令和3年度については、財政的調整、歳出削減に加え、基金の取り崩しにより均衡を図るとしてありますが、令和4年度以降については、感染症の状況や国の動向等を踏まえながら、改めて収支見通しの精査を行い、必要な対策について検討するとして、未定となっています。

感染症対策については、ほとんど国の交付金が充当され、一般財源には大きな影響を与えていないと考えますが、収支不足額の推計方法及び収支対策の考え方について伺います。

また、前の行財政運営方針では、令和3年度において収支均衡の財政運営を目指していましたが、新たな行財政運営方針の基本方針では、こうした記載がありません。コロナでの収支均衡の財政運営については放棄したのか、伺います。

知事は、令和2年第1回定例会で、スマート道庁の取組は、環境整備と意識、行動の変革のサイクルを繰り返すことで、組織活力と道民サービスの質の向上につなげていくもので、私としては、こうしたサイクルのもと、取組の効果を見える化し、職員の理解促進を図りながら、道庁の組織風土を変え、道民の信頼と期待に応える道政を推進すると、大変心強い答弁をされましたが、この答弁からちょうど1年がたちました。

スマート道庁が目指す、時間、空間に制約されない道職員の働き方として、在宅勤務やモバイルワークが挙げられており、全職員が庁舎外から庁内ネットワークにアクセスできるハード面の整備については、新年度を待たなければなりません。650人分については、既に令和2年の第2回定例会で、システム改修に必要な予算措置がなされ、運用していると承知しております。

そうした中、知事は、昨年10月28日から、新型コロナウイルス感染症対策として、道民や事業者に対し、在宅勤務や時差出勤の徹底を要請していますが、この間の道における庁内ネットワークに接続できる在宅勤務の実施状況を伺ったところ、1日平均の利用者数は71.6人とこのことであり、職員の中に、時間や空間に制約されない働き方が十分浸透しているとは思えません。

これは一つの例ですが、スマート道庁の取組の効果をどのように見える化し、職員の理解促進につなげようとしているのか、所見を伺います。

次に、交通政策についてであります。平成30年7月にJR北海道に発出された国の業務改善命令により、方向性が示された債務処理法改正案が今国会に提出されました。

今後、十分な審議と、採決を経て、JR北海道の健全な経営を確保する枠組みとされる経営安

定基金の運用益の確保措置をはじめ、様々な支援の早期実行が望まれます。

これに加え、道や沿線自治体においても利用促進などに関わる関係予算が編成され、第2期集中改革期間に向けて、利用促進などの取組を推進するとしております。

J R北海道の島田社長は、さきの関係者会議で、国を中心にした支援と地域の取組があるからこそ、経営改善に向けた歩みを進められることへの感謝の意は述べたものの、路線維持に向けた明確な決意は示されませんでした。

赤羽国交大臣は、私自身の決意として、むやみに廃線はしないと、国会で力強く答弁しておりますが、まずは、J R北海道自らこそが路線維持に向けた決意を表明することで、初めてその姿勢を是として受け止めた地域と一体となった成果が発現され、おのずと鉄道を持続的に維持する仕組みの構築が必要な線区を維持していくための仕組みが築かれるものと考えますが、J R北海道は、今回の支援を受けて、どのような方向に向かおうとしているのかさえ判然としないのが事実であります。

知事は、国が地域と協力して行うとされた黄線区の支援を行うことで、J R北海道に何を求め、自らはどのような取組を進めるのか、認識を伺います。

次に、経済政策についてであります。道では、四半期ごとに実施している企業経営者意識調査を、令和2年の第1・四半期から、特別調査として、新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査を継続的に実施していますが、このたび、令和2年12月から令和3年1月までの状況を臨時的に調査しています。

調査結果は、議会にも報告されており、売上げ、利益などへの影響は、全体では、大きく減少した、多少減少したと回答した企業が合わせて54.3%となっているものの、宿泊・旅行・飲食業などサービス業の売上げは、前年同月比で31.5%の減少、運輸業も21.7%減少と、特に影響が大きく、感染症の終息の見通しが立たない中であって、その下支えが求められています。

知事は、今後の経済動向をどう見通し、今回の調査も踏まえ、どのような対策に取り組むのか、伺います。

経営者の高齢化や後継者難を背景に、中小企業の休廃業・解散件数の増加傾向が続いています。

道では、事業承継サポートネットワークと連携したセミナーの開催や、北のふるさと事業承継支援ファンドなどにより事業承継対策を進めていることは承知していますが、道内企業の後継者不在率は、帝国データバンクは72.4%、東京商工リサーチは59.1%と、違いはあるものの、後継者不在の中で、コロナ禍が拍車をかけ、先行きが見えず、事業継続の意欲を喪失する企業が今後増えることが懸念されます。

コロナ禍において、きめ細やかな対策の強化にどう取り組んでいくのか、伺います。

道では、昨年、名称を北海道雇用・人材対策基本計画と改めた新しい計画を策定しています。

令和2年度における取組は、推進計画で、基本計画における人材の育成確保など、四つの柱に沿って進めるとしていますが、推進計画策定時での想定以上に新型コロナウイルス感染症が拡大

し、厚労省が発表した2月26日現在の感染症に関連する解雇や雇い止めの状況は、全国的には、見込みを含め、9万185人、都道府県別では、東京都が最も多く、2万1037人、北海道も5番目に多い3413人となるなど、雇用情勢は一段と厳しくなっています。

新型コロナウイルス感染症は長期にわたっており、終息時期は見通せませんが、将来に希望を持って働き、豊かで安心して暮らせる社会という計画で、「めざす姿」の実現に向け、知事はどのようにしてコロナ禍における雇用の場を確保し、働き方改革を推進しようとするのか、伺います。

新型インフルエンザ特措法に基づき、再発出された緊急事態宣言対象地域では、飲食店の時短要請とともに、出勤7割減を目指したテレワークの推進が対策の柱とされていますし、道の集中対策期間においても、テレワークなどの一層の徹底が要請されています。

昨年、道が実施した道内の民間企業におけるテレワーク普及実態調査の結果では、導入済みの企業は20.7%となっていました。民間の研究所が、従業員10人以上の企業で働く20歳から59歳の男女2万人を対象にした調査の結果では、コロナ禍でテレワークをしている人の割合は、東京では45.8%だったのに対し、北海道は12.1%と全国で23位でした。

数字はともかく、道内のテレワーク普及率が低位なことは事実であり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、より一層の取組が必要です。

昨年3定で、テレワークの普及について、数値目標を設定し、進めるべきと質問しましたが、目標の在り方について検討する旨のお答えでした。

検討の結果はどのようになったのか、伺います。

また、来年度、テレワークの普及促進にどのように取り組み、どのような指標に基づき、成果の評価をされるのか、所見を伺います。

共同通信社では、昨年10月から12月にかけて、全国の市区町村を対象に、原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場に係るアンケート調査を実施しており、その結果、受け入れることがあり得ると回答したのは寿都町と神恵内村だけで、回答した8割が、安全性に確信が持てない、風評被害が懸念される、住民の同意、理解が得られないなどの理由で、処分場受入れに否定的だったと報じられています。

知事は、4定で、NUMOによる対話の場について、最終処分地は重要な課題であることから、幅広い関係者の間で客観的な根拠に基づく冷静な議論が行われていくことが必要と考えており、こうした議論の一助となることを期待するとともに、議論の展開を注視し、適切に対処する旨、お答えになっていますが、開設される両町村の対話の場は、知事の意を酌んだ構成となっていると考えているのか、伺います。

また、NUMO及び両町村に対し、道の参加について意向を確認されたのか、その結果、どのような回答を得たのか、伺います。

次に、エネルギー・環境政策についてであります。国は、昨年10月に、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを宣言するとともに、12月には、その実現に向けたグリーン成長戦略を発表し、自動車や洋上風力発電など、14分野の成長が期待される産業に

において高い目標を設定し、あらゆる政策を総動員するとしています。

道でも、昨年第1回定例会における知事の、地球温暖化対策推進計画の見直しにおいてCO₂排出実質ゼロを目指す旨の表明を受け、1年をかけた北海道環境審議会での審議を経て、このたび、2050年までに実質ゼロを目指す長期目標を見据えた、2030年度における温室効果ガス排出量の削減目標や、森林による吸収量の確保目標などを盛り込んだ北海道地球温暖化対策推進計画の素案を議会に報告しています。

計画に掲げられたテレワークなどの省エネにもつながる新しいビジネススタイルへの転換、建築物の脱炭素化、再生可能エネルギー由来の水素を活用した自立・分散型のエネルギーシステムの構築など、どれ一つとっても道だけで実現できるものではなく、実現に向けた産学官民の連携した取組が必要です。

令和3年度の政策の展開方針では、あらゆる政策を動員したカーボンニュートラルへの挑戦をうたっていますが、具体的にどのように取り組んでいくのか、伺います。

新たな省エネ・新エネ促進行動計画では、目指す姿の実現に向け、多様な地産地消の展開など、三つの挑戦を掲げ、取組を進めるとしています。2050年にゼロカーボンを目指す北海道にとって、全てが重要な取組であり、SDGsの実現にも資するものとして高く評価します。

しかし、各論では、多くの問題点を含んでいます。

例えば、エネルギー基地・北海道の確立に向けた事業環境整備では、洋上風力発電などの開発、導入により、全道、全国へ電力を供給、エネルギー基地として貢献するため、送電インフラの整備や水素の有効活用に向けた基盤の整備など、事業環境を整備するとしているものの、新エネの宝庫である本道にとって、普及促進に一番のネックである送電インフラ整備については国任せ、洋上風力については、民間の導入計画はあるものの、促進区域の指定がないため、計画が前に進みません。

計画期間の10年間で、こうした課題をどう解決し、目指す姿の実現を図ろうとするのか、知事の所見を伺います。

道では、これまで、北海道森林吸収源対策推進計画などに基づき、国で措置した、森林の間伐などの実施の促進に関する特別措置法や、森林環境譲与税なども活用しながら、森林吸収源対策に取り組んでいると承知しています。

さきの第4回定例会の代表格質問において、知事は、全国一豊かな森林資源に恵まれている本道では、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標の達成に向け、地球温暖化の防止に積極的に貢献していくことが重要と答弁されました。

道の今回の森林吸収源対策推進計画の改定案では、新たに、2030年度の森林吸収量の目標として約480万二酸化炭素トンを設定しておりますが、その目標達成のためには、伐採と造林を計画的に実施しながら森林整備を着実に進めるとともに、炭素の固定化の観点からも、道産木材の利用促進を一層図りながら森林吸収源対策を推進することが重要と考えます。

道は、2030年度の目標達成に向けて、どのように森林吸収源対策の取組を進めていく考えか、

伺います。

次に、観光振興についてであります。昨年12月に中間取りまとめが決定された第5期北海道観光のくにづくり行動計画の策定が遅れています。

行動計画の大きな方向性や施策の方向性については、観光審議会です承されているものの、昨年4定で、道や市町村、事業者の役割分担については、今後の計画検討の中で明らかにするとお答えになっていながら、役割分担については、審議会でも、きちんと議論していただくことが必要と指摘されているように、明らかにされていません。

道では、国の次期観光立国推進基本計画の策定が遅れていることを理由に、第5期計画の年度内の策定は困難としていますが、計画のない中で、令和3年度における施策は、どのような役割分担で、どのような施策を展開していくのか、伺います。

また、コロナ禍にあつて、「Go Toキャンペーン」やインバウンドの先行きが不透明なことから、観光入り込み客数など、目標値設定が難しいことは理解しますが、それでは、新型コロナウイルス感染症が終息しない限り、目標値設定が不可能になると考えますが、見解を伺います。

9月20日から23日まで、道内で初めて開かれる予定のアドベンチャートラベル・ワールドサミットの実施が危ぶまれています。

実行委員会では、令和2年度アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実施準備・運営支援事業の委託業務に係る公募型プロポーザルを実施するに当たり、当初の予定どおり800人規模で開催する場合、規模を縮小して一部バーチャル開催する場合、完全にバーチャルで開催する場合という、開催方法別での提案を求めています。

どのような形になるかは、新型コロナウイルス感染症の状況や東京オリンピック・パラリンピックの動向によるものと考えますが、開催の準備はどこまで進んでいるのか、伺います。

また、開催方法の違いによる経済効果についてはどのように考えているのか、併せて伺います。

I Rについて、新型コロナウイルス感染症の世界的流行で、国内参入を目指した海外事業者の投資意欲も減退しており、かつて苫小牧市内に事務所を開設していた4事業者のうち、3事業者が撤退し、現在は1事業しか残っていません。

知事は誘致の姿勢を崩していませんが、新型コロナ感染防止のため、欧米の事業者間では投資をオンラインカジノに向ける動きが広がっている、従来の施設型カジノで外国人を地方に呼び込む構想にはもはや限界があると指摘する専門家もいます。

ワクチン接種が始まったとはいえ、ポストコロナ時代がいつ来るのか、見通せない中で、誘致を断念すべきとまでは言いませんが、来年度の参事制から課長制への再編に合わせ、現在のI R・M I C E担当の人員は見直す必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、医療、福祉などの充実についてであります。道では、平成30年3月に策定された医療計画の中間見直しを行い、先日、総医協の協議を経て、議会に見直し案を報告されました。

ここでは、国の医療計画作成指針などを踏まえた数値目標及び記載事項の見直しとともに、感染症対策の項目に、現状の新型コロナウイルス感染症対策で取られている取組を追認する記載がなされています。

国では、新型コロナの感染拡大で医療提供体制が逼迫したことを教訓に、平時からの備えを進めることを目的に、次期計画から、新型コロナウイルスのような新たな感染症が拡大したときの対策について記載を義務づける医療法改正案を決定しています。

次期計画が始まる2024年度に向けて、道では、感染症患者を受け入れる候補となる医療機関の事前選定や、感染拡大時に備えた病床確保、防護具の備蓄などにどのように取り組むのか、伺います。

児童虐待防止法が施行されてから20年がたちましたが、乳幼児に対する虐待は、後を絶つどころか、年々増え続けています。

コロナ禍にあって、家庭にいる時間が長くなり、不安やストレスを感じやすくなるなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、これからも児童虐待が増えることが懸念され、児童相談所の役割はますます重要となっています。

国では、2018年12月、児童相談所の体制強化に向けた児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、2022年度までに全国の児童福祉司を2020人増やし、5260人に、児童心理司を790人増やし、2150人に増やす目標を立てていましたが、現下の情勢から、いずれも1年前倒しで21年度中に達成するとしています。

道では、これまで、専門職員の計画的な増員など、児童相談所の体制強化はもとより、新型コロナの影響で家庭の様子を確認しづらいなどの状況下にあっても、地域の見守り機能が十分に発揮されるよう取り組んでいるとしていますが、専門職員の計画的な増員は予定どおり進んでいるのか、また、国の増員目標の1年前倒しを受け、来年度はどの程度の増員を見込み、コロナ禍における虐待の未然防止に、より効果的に取り組むのか、所見を伺います。

アイヌの人たちが先住民族であるとの認識を示した、いわゆるアイヌ施策推進法が施行されてから、約2年が経過しました。

道では、これまで、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を目指し、生活向上推進方策に基づき、各般の施策に取り組んできたものと承知していますが、生活保護率や進学率などでは、改善の傾向が見られるものの、道民一般との格差は依然として見られ、解消されていません。

令和2年度で終了する現行の推進方策に続く、令和3年度からの新しい方策については、アイヌの人たちや有識者で構成する検討会議で、これまで5回にわたり検討を重ね、先日、議会に方策素案を示されています。

来年度からは、新しい推進方策の下で、生活向上や文化振興、地域の活性化などに取り組まれるものと考えますが、いまだにアイヌ民族に対する正しい歴史認識を欠いた誹謗中傷や偏見、差別が後を絶ちません。

知事は、こうした現実はどう向き合い、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される共生社会の実現を図るのか、所見を伺います。

次に、農業政策についてであります。

道は、第6期北海道農業・農村振興推進計画素案において、2030年に農業産出額の大幅アップ、生産基盤強化と畑作物の生産増、家畜の飼養頭数増などで、道内の食料自給率をカロリーベースで268%を目指すなど、食料供給基地・北海道ここにありと、前向きな展望を打ち出したことは評価したいと思います。

しかし、増産達成には、基盤整備や人材確保に向けた具体的な道筋を描くこと、また、新型コロナ禍で雇用構造や市場動向も激変しており、目標の達成に向けては、農業関係者の対応だけでは限界があり、オール北海道で臨む体制が必要と考えます。

素案では、全ての主要品目で増産が可能とし、効果的な輪作や多収品種利用などに基づく収量増を目指し、年間の新規就農者を2018年実績比で27%増の670人が必要と見込んでいます。

この目標の達成に向けては、農家や農業法人などの担い手を増やすことに加え、パートやアルバイトなど、短期間雇用の人材が働きやすい環境を農村に整備する必要があります。

今回の素案に対し、道内各地の農業団体などからは、地域や道内全体で労働力を供給できる仕組みやアルバイトの育成組織が必要、林業や漁業などとも連携を、また、昨春のコロナ第1波でも外国人技能実習生の約2900人が入国できず、うち、道内J Aでは375人に上り、今回も数百人単位の不足が危ぶまれるといった懸念の声があるほか、観光関連など、仕事が激減した業種もあり、商工団体なども交え、地域で人材の流動化を促す工夫が必要といった声も上がっております。

道は、こうした道民の声をどのように受け止め、多様な人材の確保を図っていくのか、伺います。

省力化には、ドローンや自走式トラクターなど、スマート農業の導入が重要です。

帯広畜産大とNTT東日本が共同研究するなど、実用化の動きが一部で活発化していますが、個別の導入では、設備投資に見合う効果が乏しいとの声も多く聞かれます。高齢農家が増える中、使い勝手のよさも大事です。

メーカーや技術者と協力し、地域で効率的に利用できる仕組みづくりにする必要があると考えますが、所見を伺います。

昨年夏は、道外で深刻な生乳不足に陥り、道内からの航路運搬量を15%増やす異例の事態が発生しています。

一方で、JR北海道の赤字路線の廃止論議次第で、貨物輸送力が大幅に低下するおそれもあります。路線維持だけでなく、北海道新幹線に貨物新幹線導入を図るなど、斬新な戦略も重要になってまいります。

増産に向けた課題解決は、農業のみならず、北海道全体の将来を切り開くことにもつながります。物流の強靱化対策を含め、広い視野で農業・農村政策を展開すべきと考えますが、所見を伺

います。

主食用米は、人口減や食の多様化で、需要が毎年約10万トンずつ減少してきています。こうした中、2020年産は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外食需要の減少と豊作で、在庫がさらにだぶついています。

米の作付面積は、2018年の減反廃止以降、農家が自主的に決めることになっていますが、都道府県ごとに生産者団体などが生産目標を示し、値崩れを防いできたところですが、道内農家が目標を遵守して減産に協力してきたのに対し、一部の県では目標を無視した増産が行われており、正直者がばかを見るようなことが決してあってはならないと思います。

現状の米政策についての認識や課題、今後の対応について、知事の所見を伺います。

北海道における子実用トウモロコシの栽培は、道立総合研究機構において、転作田での土づくりと適正輪作の確立を目指し、平成20年に研究を開始し、現在では400ヘクタールまで栽培面積が拡大しております。

子実用トウモロコシを導入した輪作体系では、大量の有機物の圃場還元と透排水性改善などによる土づくりが進み、麦類や豆類の収量と品質を飛躍的に向上させ、各種野菜の生産性向上にも寄与しています。

しかし、子実用トウモロコシの経済性は、収穫子実の用途によって大きく左右されていることから、用途を問わず、北海道農業の主要品目として位置づけ、我が国の食料自給率向上に大きく貢献できる作物であると思いますが、知事の所見を伺います。

農林水産省が、各地で相次いでいる高病原性鳥インフルエンザについて、発生した養鶏場の30か所を調査し、原因を分析した結果、9割の養鶏場で、ウイルスを媒介する野生小動物が侵入できる隙間が壁や天井にあったことが判明しています。

今季の鳥インフルエンザは、3月2日までに、17県の51か所の養鶏場やアヒルの農場で確認され、殺処分数の合計は約964万羽で、件数と殺処分数が共に過去最多となっています。

農林水産省は、専門家などで構成する疫学調査チームを養鶏場に派遣し、感染経路を調べた結果、最も不備が多いのは27か所の養鶏場で、小さな隙間や破損があり、鶏舎ごとに入出入りする際の手指消毒と手袋の交換が不十分だった養鶏場も19か所に上っています。

道内でも、感染疑いがあるとしてアイガモを殺処分していますが、ますます深刻化する高病原性鳥インフルエンザの現状と今後の対応について所見を伺います。

T P P発効から昨年末で丸2年となりましたが、この間、日欧E P A、日米貿易協定が相次ぎ発効しています。いずれも、自動車など工業製品の輸出増と引き換えに、農業に犠牲を強いる大型貿易協定であり、食肉や乳製品など輸入農畜産物の攻勢が強まっており、国内農業はかつてない脅威にさらされています。

こうした中、政府は、さらなる自由化へ前のめりのようですが、コロナワクチンの国家間の争奪戦からも分かるように、今後、気候危機、害虫危機、コロナ危機、米中対立などが重なり、国家間の食料争奪戦がいつ起こらないとも限りません。

国は、国産ワクチンの開発を怠ってきた危機管理の欠如の反省の上に立ち、食料の安全保障上の観点から、食料の自給率の向上を目指し、自由化が及ぼしている悪影響を総点検すべきであり、その上で、生産者の不安に向き合い、規模拡大など競争力向上に偏重せず、多様な担い手を確保し、生産基盤を立て直す策を講じる必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、水産振興についてであります。令和2年度内漁業生産状況の速報値によると、昨年を引き続き、漁獲量は前年と比較して若干増加しているものの、漁獲生産額は2013億円と、前年より16%の減、金額にして375億円の減少となる見込みです。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外食需要が落ち込み、高級水産物の価格が低迷したことなどによるもので、漁業経営に大きな影響を与えており、漁業関係者からは不安の声が寄せられています。

また、漁獲量は、イワシの好調などにより増加していますが、サケやサンマ、スルメイカなどの主要魚種は依然として不漁が続き、低水準にあることから、今後は、回遊魚だけに頼らず、栽培漁業を着実に推進させるなど、安定した漁業経営を可能とするための取組を進めることにより、漁業者の不安を払拭していくことが必要です。

直面するコロナ禍に対して適時的確に対応していくことはもとより、中長期的な視点に立った本道漁業のあるべき将来像を示した上で、その実現に向け取り組んでいくこと、この二つを両輪で進めていくことが求められていると考えますが、どのように取り組んでいく考えか、所見を伺います。

次に、教育行政についてであります。新年度の教育行政執行方針では、基本姿勢として、誰もがどこにいても安心して質の高い教育を受け、いつまでも学び続けられる環境を整える、学校と地域が連携協働を深め、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより、地域創生の原動力となる教育行政を着実に推進することを掲げ、3項目の重点政策を展開するとしています。

中央教育審議会では、今年の1月26日に「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」と題する答申を文科大臣に提出していますが、答申の内容はどのように執行方針に生かされているのか、伺います。

小学校教員の登録者数と受検者数の割合である受検倍率は、令和元年度、令和2年度、共に1.3倍と、受検をすれば、ほぼ全員が合格するような危機的状況を呈しています。

国は、公立小学校の1学級当たりの上限人数を、2021年度から5年かけて全学年で35人とする方針を決めていますし、小学5・6年生では、教科ごとに専門の教員が教える教科担任制が2022年度にも本格導入される見通しとなっており、いずれも、多様な子ども一人一人の資質、能力の育成に向けた学びを实践する観点から、必要な措置であると考えますが、教師は、子どもたちの人生を変えるくらい大切な価値ある職業であり、学校教育の成否は、まさに教師の質、能力にかかっていると言っても過言ではありません。

S o c i e t y 5.0時代の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会が急速に変化する中で、教育長は、全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学び

を実現するため、教師の人材確保や質の向上にどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

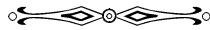
次に、公安問題についてであります。不正アクセス禁止法違反などのサイバー犯罪のほか、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いて機密情報を窃取するサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃が世界的規模で発生するなど、サイバー空間における脅威は深刻な状況が続いていると言われておりますが、本道におけるサイバー犯罪などの状況はどのようになっているのか、伺います。

また、道警察では、サイバー空間の安全確保にどのように取り組んでいるのか、伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩



午前10時52分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）北海道結志会、白川議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、今後の道政運営についてであります。感染症の流行が1年以上の長期にわたり続く中、地域社会や経済活動に深刻な影響が及び、多くの皆様が日々の暮らしや将来に大変な不安を抱かれているものと痛感しております。

私としては、まずは、感染拡大の防止と社会経済への影響の最小化に向け、全力で取り組んでまいります。

その上で、ポストコロナを見据え、デジタル化やカーボンニュートラルなど、本道の新たな未来を切り開くための取組を推進していきたいと考えており、道政の基本的な指針である総合計画を見直し、中長期的な視点を持って各般の政策を推進してまいります。

また、私の公約については、感染拡大に伴う社会経済活動の停滞や海外との往来の制約といった影響がある中で、オンラインの活用など、工夫を加えながら、その推進に努めており、今後は、コロナ禍における情勢変化や社会変革の動きを捉えた取組の強化などを通じ、一層効果的な推進を図ってまいります。

次に、集中対策期間の取組などについてであります。道としては、緊急事態宣言が国内で発令されている間は、道内においても、高い警戒感のもと、感染の抑制に取り組むこととしてまいりましたが、感染者数が減少する中、道民の皆様のモチベーションを保つためには期限の明示が必要との有識者の御意見を踏まえ、改めて、3月7日までを集中対策期間として、感染リスクを回避する行動の徹底などへの御協力をお願いしたところであります。

また、小樽市内の措置については、市内において感染経路不明の割合が低く抑えられており、

飲食店での集団感染も数多く確認されている状況ではないことなどを踏まえ、市と協議を経て決定したものであります。

道としては、こうした考え方やその内容について、その都度、道民の皆様にご理解とご協力をいただけるよう、対策本部や記者会見、ホームページ等を通じて、丁寧な説明に努めてきたところであり、今後も、様々な機会を活用し、適宜、情報発信に努めてまいります。

次に、集中対策期間の取扱いなどについてであります。札幌市内及び小樽市内の外出、往来の自粛や、札幌市内の時短の要請については、目標としていた新規感染者数を下回るとともに、札幌市内の入院患者数が前倒し解除の目安も下回るなど、感染状況が大きく改善をしており、専門家などの御意見も伺い、予定どおり、2月28日をもって終了することとしたものであり、実効再生産数については、モニタリングの対象指標とはしていないところであります。

今後の対応については、現在、専門家などに御意見を伺っているところでありますが、この改善傾向が継続している場合には、集中対策期間を予定どおり終了する一方、飲食の場面などにおける感染防止行動の定着や、感染再拡大の予兆を探知するための取組など、感染の再拡大防止に向けた対策を実施するとともに、仮に緊急事態宣言が延長された場合には、その地域との不要不急の往来を控えていただくようお願いする考えであります。

次に、地域ごとの対応についてであります。この感染症は、人の移動に伴って拡大し、どこでも起こり得る可能性があることから、道としては、全道域での取組を基本としつつ、必要に応じて、特定の地域や業態を対象とした施策を講じることとしております。

その際には、人口規模や都市機能の集積、交通アクセス等から、人の動きなどを通じて他地域に波及する可能性が高いと考えられるか、さらには、その地域において、一定期間、感染が継続し、集団感染や感染経路の判明状況等から、地域内での広がりが推定できるか、また、入院者や重症患者の状況などから、医療への負荷が高まっているかなどを総合的に勘案し、市町村と協議した上で、専門家などの御意見を伺って判断するとともに、道民の皆様の御理解を得られるよう、必要なデータ等を用いて丁寧に説明してまいります。

次に、札幌市内における協力要請等についてであります。2月16日からの集中対策期間の延長を判断する際、道としては、札幌市内の新規感染者数は、1月以降、増減しながらも減少しつつあり、特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全体に感染が拡大するおそれがあるといった際などに講じられるまん延防止等重点措置には当たらないと考え、また、札幌市からも、まん延防止等重点措置の適用を求める要請はなかったところであります。

一方で、その時点の新規感染者数は依然として高い水準にあり、3月以降の人の移動に伴う感染の再拡大や、安心してワクチン接種を受けられる環境づくりに備える必要があることから、2月中に徹底して感染を抑えていけるよう、札幌市と協議の上、市内の飲食店に対する営業時間の短縮を要請したところであります。

これまで、大変厳しい経営環境の中、多くの事業者の方々に御協力をいただき、想定以上の速さで新規感染者の減少が図られ、このたび営業時間の短縮という強い措置を終了できたことに、

私としては、心より、道民の皆様や事業者の方々に対し、感謝を申し上げる次第であります。

次に、事業者の皆様への支援についてであります。昨年秋以降の感染症の再拡大に伴い、道では、札幌市内の飲食店等に対する時短や、全道での外出自粛などの対策を講じてまいりましたが、この結果、全道の関連事業者の皆様を経済的な影響が及んでいるものと認識をしております。

このため、時短要請に伴う支援金の対象とならない事業者の皆様に対し、経営相談や国の支援策の紹介を行ってまいりましたほか、無利子融資などの支援策の活用を促すなど、事業継続や雇用維持に向けた支援に取り組みますとともに、国に対し、必要な支援を強く要請してきたところでもあります。

こうした中、緊急事態宣言に伴う国が示した一時金は、宣言が発令された地域とされなかった地域で格差があることから、国に対し、本道にも十分な支援が及ぶよう要請をする一方、道としても、道議会からの御意見も踏まえ、時短や外出自粛等に伴う影響を受けた事業者の皆様に対する支援金を独自に創設したところであります。

また、仮に、今後、時短要請を行う場合の支援金の支給に当たっては、道議会からの御意見もいただきながら、適切に対応してまいります。

次に、PCR検査能力等についてであります。道では、新年度、PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを、現在の12か所から25か所へ増設することを目指すほか、医療機関や民間検査機関に対し、変異株の検査にも対応できるPCR検査機器の導入支援を行うこととしております。

今後とも、感染拡大や柔軟な検査に対応できるよう、積極的に医療機関等へ補助制度の周知や働きかけを行うなど、PCR検査のさらなる検査能力の拡充を図ってまいります。

また、感染患者については、入院勧告の対象者の方は医療機関への入院、それ以外の方は宿泊療養施設への入所を基本として対応してきているところでありまして、引き続き、地域における感染状況等を勘案しつつ、必要な病床や宿泊療養施設を確保し、感染患者の状態に応じて適切に対応していく考えでございます。

次に、変異株についてであります。国内においては、英国や南アフリカ共和国などで報告された変異株の確認が増加をしており、道といたしましても、警戒心を持って対応すべきであると考えているところであります。

このため、道立衛生研究所において、国立感染症研究所から変異株に係るPCR検査に必要な試薬を入手いたしますとともに、次世代シーケンサーの導入により、スクリーニング検査やゲノム解析を行う体制を整備し、本年2月1日から検査を開始しているところであります。

なお、道内で疑わしい事例が確認をされた場合には、最終的な確定判断は国立感染症研究所で行われることとされておりまして、3月4日現在において、変異株は確認をされておられません。

次に、市町村におけるワクチンの接種についてであります。ワクチンの接種に当たっては、希望される全ての道民の皆様が、円滑に安心して接種いただける体制をしっかりと整えることが重

要であると認識しています。

このため、道では、本年1月、対策本部指揮室に専門組織を設置し、ワクチンの流通調整や専門的相談体制の整備などを進めますとともに、振興局の対策地方本部に地域支援を担う体制を整え、実情に即した支援に取り組んでいるところであります。

国では、3月下旬をめどに、市町村においてワクチンの接種体制を確保するよう示していることから、道といたしましては、各市町村が同じスケジュールでワクチンの接種体制を整えることができるよう、市町村に対し、医療従事者の皆様の先行接種等で得られたノウハウや他の自治体の取組を御紹介しながら、市町村からの相談等にも丁寧に対応するなどして、その支援に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する差別等を防止するための取組についてであります。道では、昨年10月に、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害に係る相談窓口を設置し、相談対応を行いますとともに、国の法務局や労働局、札幌市のほか、庁内関係部局から成る新型コロナウイルス感染症に関する人権相談等連絡会議を開催するなどして、相談事例等の情報を共有し、実態の把握や連携した取組を行っているところであります。

また、道に寄せられた相談事例については、ホームページに掲載いたしますとともに、市町村の啓発活動の参考となるように情報提供をしておりますほか、職場での人権侵害に関する事例を企業の皆様などに紹介し、従業員の方々への啓発を要請するなど、差別等を防止するための取組に反映させているところであります。

今後とも、庁内はもとより、国や市町村など、関係機関の皆様と積極的な連携を図り、相談対応の強化に努めますとともに、効果的な人権啓発の取組に努めてまいります。

次に、北海道創生総合戦略についてであります。感染症の流行が長期化する中、妊娠届出数が減少傾向にあり、さらなる少子化の進行が懸念をされるなど、社会経済に様々な影響が生じております。

その一方、地方への移住の関心の高まりや、テレワークなど新しい働き方に関する意識の変化、加えて、デジタル化や脱炭素化の動きなど、大きな社会変革の兆しが見え始めているところであります。

私としては、こうした社会情勢の変化等を的確に捉え、本道の強みや潜在力を最大限生かしながら、道内各地への新たな人の流れをより大きなものにしていくとともに、本道の地域創生に適切に反映し、人口減少下においても、将来にわたって心豊かに暮らせる包容力のある北海道の実現を目指すため、総合戦略の見直しを進めてまいります。

次に、グローバル戦略の見直しなどについてであります。道では、北海道グローバル戦略に基づき、幅広い分野にわたる国際関連施策を展開しておりますが、感染症の世界的な流行により、現在、海外との本格的な往来の再開を見通すことは難しい状況にあります。

このため、来年度は、情報通信技術も活用しながら、品目や相手国などの市場動向を踏まえた食の輸出拡大のほか、インバウンドの再獲得に向けた情報発信や観光コンテンツの開発、姉妹友

好地域との交流など、各般の施策を推進してまいります。

一方、本道の持続的な発展に向けては、今後とも国際関連施策を戦略的に展開することが重要でありますことから、来年度に予定をしているグローバル戦略の見直しに当たっては、感染症の流行の長期化も視野に入れつつ、往来が制限される中で、北海道への憧れやニーズを一層高め、また、しっかりと受け止めるため、オンラインなどの手法も活用した多様な交流スタイルの確立を図るなど、国内外における情勢の変化や社会変革の動きに的確に対応していけるよう、ポストコロナを見据えた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、北海道 Society 5.0の推進についてであります。現在策定中の北海道 Society 5.0推進計画では、遠隔教育や遠隔医療の普及、スマート農林水産業の推進、行政手続のオンライン化など、暮らし、産業、行政の3分野におけるデジタル化と、それらの土台となる通信基盤の整備や官民のオープンデータ化を推進していくこととしております。

そのためには、様々な分野でデジタル化を推進する体制の確保や人材の育成が重要と考えており、来年度、庁内に司令塔となる組織を整備いたしますとともに、ICTの知識や豊富な実務経験を有する即戦力の人材を新たに採用するなどして、産業分野での未来技術の活用や地域におけるICT利活用の取組をサポートしてまいります。

また、国が検討している自治体の職員に対する研修等の支援策を有効に活用しながら、地域における人材の育成や確保も着実に進め、北海道における Society 5.0の実現を目指してまいります。

次に、道政の諸課題に関し、まず、鉄道網の維持に向けた今後の取組についてであります。私は、この2年間、本道の持続的な鉄道の確立に向けては、JR北海道の徹底した自助努力と国の実効ある支援に加え、地域としても可能な限りの協力や支援が重要との認識のもと、鉄道の利用促進に取り組んできており、この考えは今後も変わりません。

私としては、昨年示された国における支援の重みと、地域の関係者の皆様がオール北海道で利用促進を加速するという思いをしっかりと受け止め、路線維持に向けて最大限取り組むよう、JR北海道に対して求めてまいります。

また、来年度からのJR北海道の第2期集中改革期間において、JR北海道や地域の関係者の皆様との連携を一層強固なものとし、車両取得への支援や鉄道活性化協議会の取組などを通じ、利用促進の取組を戦略的に展開しながら、着実な成果を上げられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本道経済の見通しと今後の取組についてであります。本道では、昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴う時短営業や往来自粛などの影響により、飲食業や観光業、運輸業などを中心に非常に厳しい状況にあり、感染症の終息は現段階では見通せないことから、経済の回復には期間を要するものと認識しております。

このため、道では、現在の集中対策期間において感染を徹底して抑え込むとともに、今後、時短などの影響を受けた事業者の皆様への支援制度の創設や、「Go To トラベル」の一時停

止の影響を受けた観光事業者の方々への支援などの足元の対策のほか、市町村が発行するプレミアム付商品券への上乗せ支援など、各種の需要喚起にも取り組んでいくこととしております。

また、ポストコロナを見据えた対策として、国際大会を契機とした食や観光、文化の魅力の一体的な発信や、ワーケーションなど、地域の魅力を生かした観光地づくり、さらには、都市一極集中から地方分散の動きを捉えたオフィスの誘致にも取り組むなど、感染症の状況に応じて段階的に施策を講じ、本道経済の活性化に結びつけてまいります。

次に、雇用対策についてであります。感染症の終息がまだ見通せない中、本道では、就業者の減少や離職者の増加など、厳しい雇用情勢が続いておりますが、地域経済が持続的に発展をしていくためには、多様な人材が安定的に働くことができる就業環境の実現に向けた取組を進めることが重要であります。

このため、道では、雇用維持に向け、離職を余儀なくされた方の迅速な再就職や人手不足の業種への労働移動の支援に取り組みますとともに、働き方改革の推進に向けて、女性や高齢者の皆様が就業しやすい職場環境の整備や短時間の求人開拓などに取り組んでおります。

さらに、来年度においては、厳しい雇用環境に対応するため、学卒未就職者の方々などを対象にした給付金付きの職場体験研修や、多様な働き方に資するテレワークの機器導入支援、事業再生や承継のための地域支援体制の強化などの事業を本定例会に提案したところであり、今後とも、時々々の雇用情勢を適時的確に把握しながら、基本計画に基づく各般の施策を積極的に展開してまいります。

次に、文献調査に係る対話の場についてであります。文献調査は、全国で初めて実施されるものであります。NUMOによれば、対話の場については、現在、寿都町、神恵内村のそれぞれと、委員の人選を含め、設置に向けた準備を進めているとのことであり、道としては、適切な人選が行われることを期待しております。

また、道の参画については、両町村の今後の準備の状況や議論を確認しながら、その御意向を踏まえ、適切に対応してまいります。考えであります。

次に、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組についてであります。道では、現在見直しを進めている地球温暖化対策推進計画において、2050年までの実質ゼロの実現に向けた目指す姿を長期的な視点と位置づけるとともに、2030年度の削減目標を設定し、その達成に向けて重点的な取組を進めることとしております。

道としては、その推進に当たり、庁内の部局横断組織である地球温暖化対策推進本部を拡充改組し、この本部の下に新たにプロジェクトチームを設置して、社会システムの脱炭素化などの取組を機動的かつ効果的に進めてまいります。考えであります。

また、こうした取組を進める上では、産業、経済、金融等の幅広い関係者と連携協働することが重要であることから、これらの関係者の皆様による協議の場を新たに設置するなど、道民の皆様や事業者の方々をはじめ、様々な主体と目指す姿を共有するとともに、取組の見える化を図りながら、環境と経済、社会が調和しながら成長を続けるゼロカーボン北海道の実現に向け、取り

組んでまいります。

次に、省エネ・新エネ促進行動計画についてであります。次期の計画では、新エネルギーを最大限活用した地域における持続的なエネルギーの地産地消や、電力を道内外に供給するエネルギー基地・北海道の基盤形成、環境関連産業の成長産業化を目指す姿として掲げ、その実現に取り組む考えであります。

こうした考えのもと、道では、身近な地域に賦存する未活用の新エネルギーと住民が所有する電気自動車などを組み合わせて地域で活用する需給一体型の地産地消を進めるとともに、洋上風力発電などの導入の制約となっている送電インフラの整備を国へ提言するほか、省エネや新エネの開発、導入を経済の好循環に結びつけることが重要であることから、関連産業への道内企業の参入などを促進していく考えであります。

道としては、こうした取組を着実に進めるため、関係団体の皆様との連携の場を通じ、情報を共有するなど、道民の皆様や事業者の方々、そして市町村などが一体となって、計画の目指す姿の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、森林吸収源対策についてであります。道では、現在策定中の北海道森林吸収源対策推進計画において、これまでの森林吸収量の実績などを踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の2割に相当する480万二酸化炭素トンを受取量の目標として設定することとしております。

一方、森林による二酸化炭素の受取量は、樹木の成長に比例して増加をするわけですが、本道では年齢が高く成長が遅い森林が増えていることから、道としては、計画の目標達成に向けて、適切な間伐や伐採後の植林をより着実に進めるための森林所有者の方々への支援、成長に優れたクリーンラッチの増産などに取り組む、森林の若返りを図ることとしております。

また、「HOKKAIDO WOOD」のブランド力の強化や民間施設等における道産建築材の利用促進を図り、二酸化炭素の受取量と木材や木製品への固定量の確保に努めるなど、本道の豊かな森林が地球温暖化防止に積極的に貢献できるよう取り組んでまいります。

次に、IRなどに関する今後の取組についてであります。IRは、民間投資や観光消費など、本道の発展に寄与する大きな可能性が期待されることから、私としては、その誘致に挑戦したいと考えており、次期観光のくにづくり行動計画の中間取りまとめにおいて、新たなインバウンドの取り込み方策の一つとして、IRを位置づけたところであります。

来年度においては、IRやMICEを所管する国際戦略担当課長を配置し、現行の人員体制を基本としながら、インバウンド誘致の在り方や道内周遊の促進といった施策の展開などについて検討を進めますとともに、感染症対策はもとより、先行する他の自治体の事例も踏まえながら、中長期的な視点に立って、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、計画的に取り組んでまいります。

次に、児童虐待防止対策についてであります。増え続ける虐待の未然防止や早期発見のためには、専門職員の増員などによる児童相談所の体制強化はもとより、関係機関が情報共有を図

り、緊密な連携のもとで見守りを行い、必要な支援につなげることが重要であると認識をしています。

道では、国が配置基準を定める児童福祉司、児童心理司について、令和3年度の増員分の23名を予定どおり確保したところでありますが、今般、前倒しとされた令和4年度の増員分の27名についても、さらなる人材確保を進め、必要な児童相談所の体制を整えますとともに、コロナ禍で家庭の様子が確認しづらい状況下においても、地域における見守りがより効果的に行われるよう、各児相の市町村支援担当児童福祉司による要保護児童対策地域協議会の機能充実に向けた支援や市町村職員への研修の充実を図るなど、虐待防止対策に万全を期してまいります。

次に、アイヌ政策についてであります。アイヌ施策推進法の施行やウポポイの開業など、アイヌ政策を推進していく上で基盤となるべき環境が整備される一方、アイヌの人たちの生活実態には依然として格差が見られるほか、インターネット上でも心ない投稿が見受けられるなど、現在もいわれのない差別や偏見があるものと認識をしています。

こうした課題の解決に向けては、アイヌの人たちが先住民族であることや、歴史的背景、アイヌ文化の価値などについて正しく理解いただくことが何よりも重要であり、道としては、今後、幼児期からの教育の充実や道内外への普及啓発を一層進めるほか、アイヌ子弟の教育水準の向上や就労の安定、アイヌ工芸品をはじめとするアイヌ文化振興や産業振興を図り、アイヌの人たちが地域で豊かに暮らし、民族としての誇りが尊重される共生社会の実現に向け、未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進してまいります。

次に、多様な農業人材の確保についてであります。農村人口の減少や高齢化の進行により、生産基盤の脆弱化や地域の活力低下が懸念をされる中、本道の農業や農村が持続的に発展をしていくためには、優れた担い手や農業を支える幅広い人材を積極的に確保し、生き生きと活躍できる環境を築き上げていくことが重要であります。

このため、道としては、地域の皆様と一層連携を強化し、規模の大小や経営も異なる現場の声を普及センター等を通じてしっかり受け止め、新規就農者の育成確保や、経営感覚を備え、地域をリードする農業者など、農業経営を担う人材の育成を図りますとともに、農作業受託組織やTMRセンターなどの地域で経営体を支えるシステムづくり、他産業や他地域との連携などによる多様な人材の受入れ、働き方改革などを踏まえた、誰にとっても働きやすい環境整備を推進し、多様な担い手と人材が輝く、魅力ある農業、農村の確立を目指してまいります。

次に、農産物の物流対策についてであります。我が国最大の食料供給地域である本道が、将来にわたって生産力を高め、国民全体の食を支えていくとともに、道民の皆様のご生活や地域経済が発展をしていくためには、本道はもとより、道外と結ぶ持続可能な物流ネットワークの確立が重要であると認識をしております。

こうした中、近年の相次ぐ大型台風や地震などの自然災害、物流業界の人材不足、道内外の需給格差、季節的な輸送量の不均衡などが物流の課題となっているところであります。

食料の安定供給に対する本道への期待や役割が大きくなる中、道産農産物の物流手段の確保は

必要不可欠であるため、道としては、農業関係機関・団体の皆様はもとより、経済界などとも連携をし、効率的で安定的な輸送体制の確保に向けて、必要な対策を国に提案いたしますとともに、産地での貯蔵・加工施設の整備なども含め、農業や農村の施策を総合的に展開してまいりたいと考えております。

次に、米の生産についてであります。新たな米政策が開始された平成30年産以降、本道では、関係者や団体の皆様と一体となって、道独自の生産の目安を設定し、これを守りながら需要に応じた米生産に取り組んでまいりましたが、生産の目安の実効性が十分に確保されてこなかった主産県もあり、米の需給が緩和している現在、その安定を図るためには、全国の産地がその達成に向けて、一体的に取り組むことが重要と認識をしています。

このため、道としては、国に対し、全国の各産地における需要に応じた米の生産の推進強化を求めますとともに、水田活用の直接支払い交付金など、国の施策を最大限活用しながら、主食用をはじめ、加工用、飼料用など、多様な米の生産を進め、北海道米の需給と価格の安定に努めるほか、省力化技術の普及や品種開発、北海道米のブランド力強化や輸出拡大などを総合的に推進し、生産者の皆様が将来に向けて希望を持って営農できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、経済連携協定の下での農業振興についてであります。TPP11協定など、経済のグローバル化が進展し、世界的な人口増加や自然災害の多発などによる食料需給の逼迫が懸念をされる中、食料自給率の向上を図っていく上で、我が国最大の食料供給地域である本道に対する期待や役割は今後一層高まるものと認識しております。

このため、道としては、国に対し、経済連携協定等の発効による影響の継続的な検証に加え、食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく万全な対策の展開を求めるほか、家族経営など多様な担い手が、規模や形態にかかわらず、今後とも持続的に営農に取り組んでいけるよう、農家の方々の負担を軽減し、生産基盤の整備を促進するとともに、国の対策を活用しながら、スマート農業の加速化、国内外への需要の拡大、多様な人材の育成、定着など、各般の施策を総合的に展開し、国民の食を支える力強い本道の農業や農村の確立に取り組んでまいります。

最後に、漁業の振興についてであります。本道では、海洋環境の変化などにより、近年、アキサケやサンマなど、主要魚種の生産が大きく減少するとともに、感染症の拡大に伴い、ホタテなどの価格が低迷し、漁業の経営に大きな影響が生じており、一刻も早い漁業生産の回復と道産水産物の消費拡大に取り組むことが必要であります。

このため、道といたしましては、北海道水産業・漁村振興推進計画の着実な推進に向けて、道内の全海域において環境変化に強いアキサケ稚魚の育成に取り組むとともに、海域特性を生かした新たな魚類養殖などを検討するほか、国内外での巣籠もり需要の高まりを踏まえた販売促進の展開や、無利子の運転資金により漁業経営を支援するなど、今後とも、機会を逸することなく対策を講じて、本道漁業の振興を図ってまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 副知事浦本元人君。

○副知事浦本元人君（登壇）サイバーセキュリティの強化についてであります。道では、これまで、国のガイドラインを踏まえて策定をいたしました情報セキュリティ対策基準に基づきまして、サイバー攻撃を想定した訓練や研修を通じ、職員のセキュリティ意識の向上を図りますとともに、日常業務で使用いたします庁内ネットワークと外部との接続環境を分離したほか、インターネットの通信状況などを監視いたしますセキュリティアクラウドを市町村と共同で構築するなど、ソフト面、ハード面の対策を講じているところでございます。

デジタル化の進展に伴い、セキュリティへの脅威が高まる中、北海道Society5.0を実現するためには、情報セキュリティの確保が一層重要になると考えておまして、今後とも、セキュリティに係る最新の情報収集に努めますとともに、市町村や事業者の皆様とも連携しながら、新たな脅威にも対応できるセキュリティアクラウドの機能強化やインシデント対応力の向上に向けた研修を実施するなど、北海道Society5.0を支える情報セキュリティの強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 副知事土屋俊亮君。

○副知事土屋俊亮君（登壇）最初に、「新北海道スタイル」についてでございますが、感染症の拡大防止と社会経済活動への影響の最小化に向け、道では、「新北海道スタイル」を実践していただくために、様々な媒体を活用した広報活動を行いますとともに、全道の商工会議所や商工会の御協力による地域の店舗などへの巡回訪問、さらには、設備、備品の導入支援や経営指導の強化に向けた専門家派遣などの支援策を講じてきたところでございます。

今後、「新北海道スタイル」のさらなる定着に向けまして、道民の皆様や事業者の方々が行います感染症対策の取組を道が広く紹介するなどして見える化を行い、この取組の輪を拡大することに加え、事業者の皆様が積み重ねてこられた創意工夫などを好事例として広く周知することで、効果的な感染防止策の横展開を図りまして、新たな需要の創出やビジネススタイルの確立につなげてまいります。

次に、中小・小規模企業の事業承継についてでございますが、全国と比べましても後継者不在率が高い水準にある北海道におきまして、その事業活動の維持継続を図るために、道では、産業支援機関などと連携をし、事業承継診断の実施や専門家派遣による支援とともに、従業員など、親族ではない方への承継の促進に向けまして、事業承継支援ファンドや後継者人材バンクの活用などに取り組んできたところでございます。

今後、こうした取組をさらに効果的に実施するために、中小企業総合支援センターの道内の六つの支部にコーディネーターを新たに配置し、地域の支援体制を強化するなど、引き続き、関係機関と一層連携をしながら、道内の中小・小規模企業の維持継続に向けまして、円滑な事業承継

の取組を積極的に進めてまいります。

次に、テレワークに係る目標などについてであります。道では、テレワークの目標設定に向け、これまで実施してきました企業アンケートに加えまして、年度内に策定が予定されております国のガイドラインをはじめ、今年度末まで実施するテレワーク導入補助金など、道の事業を活用いただいた事業者の皆様へのアンケートを踏まえまして、目標の在り方について検討を進めることとしております。

また、新年度は、テレワークの一層の拡大に向けまして、機器導入支援に加え、企業を対象としたセミナーや体験会などを道内の複数の地域で開催する事業を本定例会に提案しているほか、国や経済団体、労働団体が一体となったテレワーク推進運動でございます「ホワイト・テレワーク・デイズ」を引き続き実施することとしておりまして、各種調査による都道府県別の導入率なども参考にしながら、テレワークの道内企業への一層の普及定着を図ってまいります。

次に、次期観光のくにつくり行動計画についてでございますが、感染症の長期化によりまして、道内の観光関連産業は甚大な被害を受けておりますことから、まずは、足元の観光需要の回復に注力しつつ、ポストコロナを見据えまして、北海道が誇ります自然や食、文化を生かした観光地づくりなどを次期行動計画の中間取りまとめとしてお示ししたところでございます。

来年度の観光施策につきましては、この中間取りまとめの方向性に沿って、民間ノウハウを生かせるプロモーションやマーケティングなどにつきましては観光振興機構が実施し、また、どうみん割など観光需要喚起策につきましては、道が直接実施する事業として、今定例会に提案させていただいたところでございます。

次期計画で目標とすべき項目や数値などにつきましては、感染症の今後の世界的な終息状況、あるいは、国の次期観光立国推進基本計画の検討状況なども踏まえ、引き続き、観光振興審議会におきまして御議論いただき、適切に設定してまいります。

次に、アドベンチャートラベル・ワールドサミットについてでございますが、官民合同で設置をいたしましたサミット実行委員会では、今年の9月20日から開催されますサミットでの商談会の進め方や基調講演を行っていただく方の具体的な選定のほか、サミットに付随して行われる、全道各地を舞台とした47本のコースのアドベンチャーツアーについて、主催者と最終的な磨き上げを行いますとともに、感染状況などを踏まえ、あらゆる場面を想定した開催方法の検討を行っているところでございます。

道といたしましては、仮に感染症の状況等により、サミットの開催規模の縮小を余儀なくされた場合にあっても、オンラインを通じまして、本道の魅力あるコンテンツを幅広く世界に発信してまいりる考えであり、サミット開催自体がもたらす効果はもとより、サミット開催を契機に、世界全体で70兆円を超える市場規模を持つと言われるアドベンチャートラベルが、北海道を代表するツーリズムの一つとして全道に経済波及効果が及ぶよう、商品の造成やガイドの育成などの取組を推進してまいりる考えでございます。

次に、スマート農業の推進についてでございますが、担い手の減少や高齢化、労働力不足が進

む中、北海道の農業が地域経済を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、生産の省力化や効率化、農産物の高品質化などの効果が期待されるスマート農業技術を導入し、お年寄りや女性、あるいは、新規就農者など、誰もが取り組めるようにしていくことが重要でございます。

このため、道では、スマート農業の推進に必要な情報通信基盤の整備を推進いたしますとともに、地域段階に市町村や農協、普及センター、農業機械メーカーなどから成ります推進体制を構築いたしまして、現場で使いやすい仕組みづくりを支援し、導入する機械の共同利用を促すなど、地域や個々の営農状況に応じました低コストで効率的なスマート農業技術を着実に導入し、その効果が最大限発揮されるように取り組んでまいります。

次に、子実用トウモロコシについてでございますが、子実用トウモロコシは、我が国では、家畜の飼料用あるいは人間の食用として利用されておりました、現在はそのほとんどが輸入されておりますけれども、栽培には手がかからず、省力作物で、また、根も1メートルほど伸びるといふことで水はけもよくなりまして、さらに、収穫した後の茎や葉は、すき込んで緑肥となって地力もつくというような改善効果もございますことから、道内では、近年、空知南部の水田地域を中心に作付が広がっております、国産の餌を使ったブランド化を目指す畜産農家の飼料、あるいは、道産にこだわったお菓子などの原料として活用をされております。

また、既存の農業機械でも栽培可能なことから、地域では輪作作物の一つとしても期待をされております。

道としては、こうした子実用トウモロコシの生産は、食料自給率の向上や地域経済の活性化に資するものと考えておりました、今後とも、生産者の組織と連携を図りながら、栽培技術の向上を図りますとともに、利用の拡大が期待される食用としての流通実態を把握するほか、国の施策を活用しながら、子実用トウモロコシの作付拡大や安定的な供給体制の構築に取り組む地域を支援してまいります。

最後に、高病原性鳥インフルエンザの対応についてでございますが、今シーズンは、全国各地で、渡り鳥や野鳥のふん、そして、湖や沼の水からウイルスが相次いで確認されるなど、広く環境中にウイルスが存在している状況にあります。

こうした中、養鶏場での発生件数も全国で51件と過去最多となつてございまして、国の疫学調査では、人や物、車両、野生動物などを介しまして、ウイルスが外部から農場に侵入したことにより多発した可能性が指摘されております。

このため、道では、全ての養鶏場への立入検査の実施や農場における異常の有無などの毎月の確認を行いますとともに、養鶏場に対しましては、出入りする人や車両などの消毒の徹底や、鶏舎の修繕による野生動物の侵入防止など、農場自らによる日々の衛生管理の点検について繰り返し指導しているところでございます。

今後、渡り鳥の北上シーズンを迎えますことから、発生リスクがこれまで以上に高まることが懸念されてございます。

このため、国や市町村、関係団体などとの連携を一層強化し、強い危機意識を持って、全道で一丸となった防疫対策に万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 副知事 中野祐介君。

○副知事 中野祐介君（登壇） まず、新型コロナウイルス感染症対策に関し、有識者の方々からの意見聴取についてであります。道におきましては、警戒ステージの移行や特別措置法に基づく措置を決定いたします際には、有識者会議や専門会議の御意見を伺うこととしておりまして、緊急を要する場合には、対策要綱に基づき、個別に意見聴取を行っているところでございます。

これまでも、こうした意見聴取の内容につきましては、文書に取りまとめの上、道の意思決定の場である本部会議に提出をし、これを踏まえて対策を決定するとともに、会議後は速やかにホームページで公開をしているところでありまして、今後とも適切に対応してまいります。

次に、行財政運営に関し、まず、収支不足額などについてであります。令和3年度予算におきましては、コロナ禍の影響などにより、令和2年度当初予算時点で増加すると見込んでおりました手取りベースの道税収入等が得られなかったことなどによりまして、結果として収支不足額が拡大をいたしましたため、前年度と同様の収支対策に加えて、コロナ禍における施策の見直しに取り組みしましたものの、なお不足する額が生じたことから、財政調整基金の取崩しによって収支の均衡を図ったところでございます。

このたびお示しをいたしました道財政の中期展望は、このようにして編成いたしました令和3年度予算をベースに、現時点で見込み得る変動要素を反映して機械的に推計したものでありまして、今後の感染症の影響を的確に見込むことは難しいことから、大きく変動する可能性もございますが、令和4年度以降の収支不足額も、前年度当初予算時点の見込みと比較いたしますと、拡大する見通しにあるところでございます。

また、財政健全化の目標などにつきましては、基本方針にもありますとおり、今後の感染症の状況と、それを踏まえた国の施策や地方財政対策などの動向を踏まえながら、改めて収支見通しの精査を行いまして、今後の対策と併せて検討してまいります。

次に、スマート道庁の取組についてであります。スマート道庁の取組の推進に当たりましては、全ての職員が勤務環境や仕事の進め方の改善による効果を実感し、理解と共感のもと、意識と行動の変化につなげていくことが重要でございます。

このため、本年度は、ウェブ会議や会議録作成システムを実際に利用してもらう、あるいは、モバイルパソコンに直接触れてもらうなど、働き方がどう変わるかを実感してもらう職員説明会を開催いたしましたほか、ICTを使い効率化につなげた事例を紹介する動画を作成しまして、その中で、業務を担当している職員自らが感じた取組の効果を発言するなど、分かりやすく効果が見える化し、周知いたしますことで、理解が深まったという声が聞かれるなど、徐々に浸透してきているところでございます。

また、テレワーク環境が本格整備されます令和4年4月に向けては、紙を前提としない仕事の

進め方が基本となるなど、職員の意識と行動のさらなる変化が求められることから、今後とも、こうした説明会をより積極的に開催することなどによりまして、効果の見える化をより進め、職員の理解と共感のもと、スマート道庁の取組を一層推進してまいります。

最後に、次期北海道医療計画への対応についてであります。今般の医療法改正案では、次期計画におきまして、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見を踏まえた今後の新興感染症等での対応を検討することとされているところでございます。

道におきましては、平時から、感染症患者を受け入れる医療機関や病床の確保、医療従事者を感染から守るマスク等の感染防護具の備蓄など、感染拡大に備えた準備をしていくことが必要であると考えておりまして、第7次医療計画の中間見直しに当たりましては、国の動きに先行して病床確保についての記載を追加したところでございます。

道といたしましては、今後とも、感染症の拡大に応じ、感染症指定医療機関に限らず、他の医療機関の一般病床も活用して計画的に病床を確保するなどし、第8次医療計画を策定する際にも対応できるよう、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）北海道結志会、白川議員の代表質問にお答えいたします。

初めに、教育行政の推進についてであります。本年1月の中央教育審議会の答申では、知、徳、体を一体で育む日本型学校教育のよさをさらに発展させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するという、令和の日本型学校教育を目指すと言われております。

このたびの教育行政執行方針では、こうした潮流を踏まえまして、少人数学級編制の拡大や専科教員の増員による個に応じた指導の充実、そして、ICTの特性や利点を生かした授業内容の充実による基礎、基本の定着、情報活用能力や問題発見・解決能力の育成、さらに、様々な主体との連携を深めながら、地域課題探求型の学習を行う地学協働体制の構築などに取り組むこととしたところであります。

道教委といたしましては、こうした取組を通じ、市町村教育委員会等との連携をより深めながら、新しい時代にふさわしい、誰もがどこにいても安心して質の高い教育を受けられる環境を整えるとともに、全ての子どもたちが北海道への誇りとグローバルな視野、豊かな創造力を備え、たくましく成長していくことができるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、教員の人材確保などについてであります。本道の教員採用選考検査におきましては、特に小学校の区分で低倍率が続いており、道教委では、これまでも、教員志願者の確保に向け、道外の志願者が受検しやすいよう、東京会場を設置するほか、教職の魅力を動画で発信するなど、様々な対策を講じてまいりました。

道教委といたしましては、現行の働き方改革のアクション・プランをより実効性の高いものに見直し、職場環境の改善を加速させるとともに、少人数学級編制や教科担任制の導入も見据えな

がら、地域との交流を通じ、教職のやりがいを感じ、草の根教育実習システムなどの取組や、教員養成大学と連携した研修の充実を図るなどして、教員の人材確保と質の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 警察本部長小島裕史君。

○警察本部長小島裕史君（登壇）北海道結志会、白川議員の代表質問にお答えをいたします。

サイバー空間の安全確保についてであります。インターネットが国民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着する一方、サイバー空間の脅威は深刻な情勢が続いており、令和2年中の道警察におけるサイバー犯罪の検挙件数は446件で、過去5年間で最多となっております。

また、本年は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていることから、サイバー空間の安全確保は治安上の重要な課題と認識をしております。

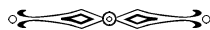
このため、道警察では、サイバー空間の脅威に対する対処能力の強化等を柱としたサイバーセキュリティ戦略に基づき、産学官の連携組織である北海道地域情報セキュリティ連絡会や道内の商工会議所等から成るサイバー道ネット情報ホットラインなどにより情報発信や情報交換を行っているほか、重要インフラ事業者に対する管理者対策などを通じて、道民の皆様への注意喚起と社会全体におけるセキュリティ意識の向上を図っているところであります。

道警察といたしましては、引き続き、関係機関、民間事業者・団体等と連携をしながら、サイバー空間の安全確保に向けた取組を強化してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩



午後1時2分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

白川祥二君。

○29番白川祥二君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事及び教育長、警察本部長から御答弁をいただきましたが、再度質問します。

初めに、道政執行方針と知事公約について伺います。

時間軸を意識したロードマップについて伺いましたが、当面は、感染拡大防止と社会経済への影響の最小化に取り組む、その上で、ポストコロナを見据え、総合計画を見直し、中長期的な視点を持って各般の施策を推進するとのことのお答えでした。

総合計画の見直しの必要性を指摘したのは、昨年9月です。その時点では、総合計画などの見直しを含め検討するとして、はっきりとした方針を示されなかったことにより、ポストコロナを見据えた総合計画の策定が本年10月まで遅れています。

政府の基本的対処方針等諮問委員会委員で、新型コロナウイルス感染症対策分科会メンバーでもある小林慶一郎慶應大学客員教授は、政策決定者は時間コストを強く意識すべきであると指摘しています。

知事が意識する時間軸とはどのような概念なのか、伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

知事は、対策本部や記者会見、ホームページなどを通じて、丁寧な説明に努めてきたとお答えになりましたが、小樽市内の飲食店に対する休業措置について、道と小樽市の対応の違いに、少なくとも市民の理解が得られているとは考えられません。

また、集中対策期間は、予定どおり3月7日をもって終了される予定ですが、知事は、2月19日の記者会見で、引き続き、国の緊急事態宣言が発令されている間、集中対策期間を継続し、感染拡大防止の徹底に取り組んでいくことにしていると説明されています。にもかかわらず、たとえ国の緊急事態宣言が継続されても、道の集中対策期間は終了するとするならば、前の発言は何だったのか。

知事の一言一言は重いものです。このようなことで、本当に道民の理解が得られると考えているのか、見解を伺います。

警戒ステージについて、地域別の指標は示さないとのことですが。

道では、まん延防止等重点措置を国に要請する場合の目安として、道の警戒レベル4、全道の新規感染者が10万人当たり週15人を超えるおそれがあるときとすることを検討しているようですが、全道の目安だけでは、例えば、道央圏を除く他の圏域で全て目安を超える感染者が出たとしても、基準には達しません。

まん延防止等重点措置の期間や区域は知事が定めることになっています。全道レベルの目安だけで、感染拡大防止策として十分なのか、伺います。

「新北海道スタイル」の取組がビジネスチャンスの拡大につながっているのか、その実態について質問しましたが、お答えがありませんでした。再度の答弁を求めます。

新年度におけるPCR検査について、どの程度検査能力が高まるのか、伺いましたが、さらなる拡充を図るとの答弁で、目安すら示されませんでした。やみくもに施策を進めるわけではないと考えますが、再度の答弁を求めます。

また、感染患者への措置については、るる述べられましたが、無症状感染者の早期検知はどうされるのか、伺います。

変異株については、本道においても2月1日から検査を開始しているとのことですが、2月19日までの検査件数は65件にとどまっています。

国の感染症対策推進本部では、全陽性患者数の5%から10%分の検体を対象に変異株PCR検査の実施を求めています。道ではどの程度の割合で検査を実施しているのか、伺います。

また、民間検査機関や大学などにおける変異株のスクリーニング検査、ゲノム解析の体制強化にどう取り組んでいるのか、伺います。

新型コロナウイルス感染症に係る差別的取扱いなどについて、道では、相談窓口を設置するとともに、相談事例などの情報の共有化を図って実態の把握や連携した取組を行っているとのことですが、差別などの実態把握は相談窓口で相談を受けた件数にとどまり、社会の中にもどの程度の広がりがあるのかを把握されていません。受け身ではなく、積極的に実態を把握し、対策を講じる必要があると考えますが、所見を伺います。

緊急を要する場合、個別に意見聴取できることにはなっていますが、あくまでも例外規定です。有識者会議、専門会議を単なる追認機関としないためにも、例外が常態化しないよう、強く指摘しておきます。

また、個別の意見聴取について、内容については、文書に取りまとめの上、本部会議に提出し、対策を決定しているとして、何の瑕疵もないかの答弁です。

では、内容を取りまとめる前のメールのやり取りや面談記録などはきちんと作成、保存されているのか、伺います。

次に、北海道Society5.0推進計画についてであります。Society5.0の実現に向け、新年度において、庁内に司令塔となる組織を整備するとともに、ICTの知識や豊富な経験を有する即戦力の人材を新たに採用するとのことのお答えでした。ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと考えますが、ICT人材は民間でも不足していると聞いております。

道職員の給与体系で、果たしてこうした人材を確保できるのか、疑問です。知事の見解を伺います。

次に、経済政策についてであります。テレワークの普及促進に係る目標値設定について、進捗状況を伺いましたが、いまだに検討に着手されておらず、全くスピード感に欠けるものと指摘せざるを得ません。目標値は設定するのかもしれないのか、設定する場合、いつ頃を目途に作業を進めるのか、伺います。

寿都町、神恵内村における対話の場への道の参画について質問しましたが、両町村の今後の準備の状況や議論を確認しながら、その意向を踏まえ、適切に対応するとのことのお答えでした。

意向を踏まえということは、いまだ確認していないということなのか、また、拒否された場合、参画は断念するのか、伺います。

次に、エネルギー・環境政策についてであります。地球温暖化対策推進本部の下で、ゼロカーボン北海道の実現に向け取り組むとのこと、期待をしています。

今月2日、政府は、2050年までの脱炭素社会実現との目標を基本理念として明記した地球温暖化対策推進法改正案を閣議決定しています。

道には、平成21年に制定した北海道地球温暖化防止対策条例がありますが、道条例の制定時と大きく情勢が変化していることから、条例を改正し、ゼロカーボン北海道の実現を基本理念として明記する必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、観光振興についてであります。第5期北海道観光のくにつくり行動計画の策定が遅れている中、来年度の観光施策は、中間取りまとめの方向性に沿って実施するとのことのお答えでした。

先ほども申し上げましたが、観光入り込み客数など、目標値設定が難しいことは理解しますが、計画のない中での施策の推進は、そもそも計画の必要性まで問われます。

例えば、北海道病院事業改革推進プランなどは、令和4年度以降の数値目標を、新型コロナウイルス感染症の流行状況などを踏まえながら、引き続き検討するとして、新年度からプランをスタートさせることとしています。

行動計画についても、目標値設定は先送りして成案化する必要があると考えますが、見解を伺います。

I Rについては、国際戦略担当課長を配置し、現行の人員体制を基本に、中長期的な視点に立って、北海道らしいI Rコンセプトの構築に向けて計画的に取り組むとのことでした。

では、北海道らしいI Rコンセプトは、時間軸として、いつ頃、議会に示していただけるのか、伺います。

次に、医療、福祉などの充実についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国の医療提供体制の脆弱性があらわになりました。

今後とも、感染症の拡大に応じ、計画的に病床を確保することですが、単なる病床確保にとどまらず、地域における病院間連携が求められているものと考えます。病院間連携についての知事の見解を伺います。

アイヌが先住民族であること、歴史的背景、アイヌ文化の価値など、正しい理解が何より重要と述べられました。私も同感であり、そのためには、知事も言われるように、幼児期からの教育が必要です。

現場の実態を踏まえた教育の充実にどう取り組まれるのか、伺います。

以上、再々質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）白川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、今後の道政運営についてであります。私としては、感染症の流行により、地域社会や経済活動に深刻な影響が及ぶ中、まずは、感染拡大の防止と社会経済への影響の最小化に向け、適時適切に対応していけるよう、最優先で取り組みますとともに、コロナ禍における情勢変化や社会変革の動きを踏まえて、中長期的な視点で取り組むものについては、道民の皆様や企業の方々への意向調査や、北海道総合開発委員会での審議などを通じ、幅広く御意見をいただきながら、総合計画の見直しに反映をしまっている考えであります。

次に、感染症対策についてであります。私としては、小樽市との協議を経て決定した小樽市内の措置や、道民の皆様のモチベーションを保つため、改めて期限を明示することとした集中対策の期間など、これまでも、その時々々の感染状況に応じた対策の内容や期間については、庁内での検討を重ね、市町村の皆様との協議や専門家の方々などへの意見照会も行いながら、慎重に判断をまいりました。

こうした対策の考え方やその内容については、対策本部はもとより、記者会見などの場を活用

し、丁寧な説明に努めてきたところではありますが、今後とも、道民の皆様により一層の御理解と御協力をいただけるよう、適切な説明に努めてまいります。

次に、まん延防止等重点措置についてであります。特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全体に感染が拡大するおそれがある場合などに講じられることとされているまん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、道としては、特定の地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が10万人当たり15人を超えるおそれがあり、当該地域の医療の提供に支障が生じるおそれがあると認められるときには、重点措置の国への要請を検討することとしたものであります。

また、振興局ごとの感染状況について、日々、モニタリングし、これを踏まえて、住民の皆様に対する注意喚起を行うなど、まん延防止等重点措置の適用が必要となる事態に至ることのないよう、必要な施策を講じてまいります。

次に、「北海道スタイル」についてであります。道では、これまで、道民の皆様や事業者の方々に「北海道スタイル」を実践していただけるよう、様々な支援策を講じてきたところであります。

こうした支援策などを通じ、飲食店でのテイクアウトやデリバリーサービスの実施、小売店におけるインターネットを通じた販路開拓や新サービスの提供など、新たな取組の拡大も見られるところであります。

今後、こうした事業者の方々が行っている取組を道が広く紹介するなど、見える化を行い、効果的に横展開を促進することで、新たな需要の創出やビジネススタイルのより一層の確立につなげてまいります。

次に、PCR検査能力の拡充についてであります。PCR検査機器の新たな整備等に伴う検査能力については、導入する機器の能力によって異なることや、検査機関の体制により様々であるわけではありますが、当初予算においては、1日当たり約1900件増加となることを見込んでおります。

道といたしましては、今後も、感染拡大や柔軟な検査に対応できるよう、積極的に医療機関等への補助制度の周知や働きかけを行うなどして、その導入を促進し、さらなる検査能力の拡充を図ってまいります。

また、感染者の早期探知については、現在、重症化リスクの高い方が利用する高齢者施設等において感染者を確認した場合には、症状の有無にかかわらず、関係者に幅広く検査を行っているところでありますが、今後は、こうした取組に加えまして、感染拡大が見られる地域における検査の対象を感染者が発生していない施設に拡大するなど、柔軟な対応に努めるほか、早期探知や感染拡大防止の観点から、効果的な検査の在り方について早急に検討を進めてまいります。

次に、変異株のスクリーニング検査等についてであります。国からは、1週間当たりの全陽性者数の約5%から10%をめどに変異株のスクリーニング検査を実施することとされている中で、道では、直近の2月1日から28日までに、道立保健所管内で確認された新規陽性者の474件のうち、89件について検査を実施しておりまして、その割合は約19%となっているところであり

ます。

道といたしましては、変異株に関するスクリーニング検査やゲノム解析の実施について、大学や民間検査機関等にさらに働きかけますとともに、変異株に係る新たな知見や検査方法等についても情報を共有するなどしながら、変異株への対応を含め、必要な対策に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する差別等を防止するための取組についてであります。このたび改正された新型インフルエンザ等特別措置法等では、国や地方公共団体に、新型コロナウイルス患者の方々などへの差別的取扱いの実態把握、情報の収集等の取組の強化が求められております。

道としては、これまで、道の相談窓口での対応や連絡会議での関係機関の皆様との情報共有に加えまして、道内の各地域でどのような人権問題が発生しているのか、市町村等に対し、情報提供を依頼するなど、広く情報収集に努め、効果的な人権啓発に取り組んでまいります。

次に、有識者の方々からの意見聴取についてであります。特措法に基づく措置等を決定する際の意見聴取については、職員が備忘等のために使用したメモなどは保管をしておりますが、聞き取った内容を基に文書として取りまとめ、本部会議に提出後、速やかにホームページで公開をしているところであります。今後とも適切に対応してまいります。

次に、デジタル人材の採用についてであります。道では、新たなデジタル人材を採用するに当たり、他の自治体の事例なども参考にしながら、10年以上の実務経験やICTに係る資格の保有といった要件とともに、北海道職員の給与に関する条例などに基づき、民間等での経験を踏まえて算定される給料など、勤務条件を定めた上で、現在、採用事務を進めているところでございます。

道としては、こうした人材の採用のほか、国が検討を進めている自治体職員に対する研修といった支援策の活用なども進めながら、庁内におけるデジタル人材の育成や確保に努めてまいります。

次に、道政上の諸課題に関し、まず、テレワークの目標設定についてであります。道としては、年度末まで実施をするテレワーク補助金など、道の事業を活用いただいた企業の皆様などへのアンケートを新年度早々に行い、実施状況や導入意向などを把握いたしますとともに、各種調査による都道府県別の導入率なども参考としながら、今後策定が予定されている国のガイドラインの内容も踏まえ、目標の在り方について早急に検討を進めてまいります。

次に、文献調査に係る対話の場についてであります。道では、現在、両町村及びNUMOから、対話の場の準備の状況などについて伺っているところであります。その進捗状況や議論を確認しながら、両町村の御意向を踏まえ、道の参画について適切に対応してまいる考えであります。

次に、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組についてであります。北海道地球温暖化防止対策条例は、本道における温暖化対策に関し、対策を進めることの意義や、道民の皆様や事業者

の方々実践を求める具体的な取組などについて定めております。

道では、各種の条例について、定期的にその施行状況について検討し、必要な措置を講じることとしておりますが、現在、国は、地球温暖化対策推進法の改正作業を進めておりまして、今後、その内容や動向を注視し、必要な対応について検討する必要があると考えております。

次に、次期観光のくにつくり行動計画についてであります。道としては、計画の目標である観光立国・北海道の再構築に向け、各種施策を推進していくためには、計画期間内の指標となる目標値を設定し、進捗を管理していくことが望ましいものと考えています。

このため、設定すべき目標値については、国の次期観光立国推進基本計画や、感染症の今後の状況を見極めながら、引き続き、観光審議会における御議論を踏まえ、設定をしております。

次に、北海道らしいIRコンセプトについてであります。道としては、今後策定する観光のくにつくり行動計画の議論も踏まえ、インバウンドの誘客の在り方や道内周遊の促進等について検討を進めていく中で、その状況をお示ししながら、中長期的な視点に立って、北海道らしいIRコンセプトを構築し、7年後とも言われる来るべき申請に向け、計画的に取り組んでまいります。

次に、医療提供体制についてであります。病床確保については、中等症や重症患者用の病床確保に加えまして、高齢患者や軽症患者への対応など、各医療機関の機能や特性に応じて医療提供体制を確保することが重要であります。

このため、道では、患者を数多く受け入れる医療機関や重症患者を受け入れる医療機関の負担を考慮し、軽症者を他の医療機関に転院搬送するなど、病院間の連携による入院調整を実施しているところであります。

今後の感染拡大にも適切に対応していくため、医療機関とのさらなる連携強化に努めてまいります。

最後に、アイヌの人たちへの理解促進についてであります。生活実態調査などによると、アイヌの人たちは、学校や職場をはじめ、様々な場面で差別を受けており、アイヌの歴史、社会的背景、文化に対する理解が不足していることが大きな原因や背景となっているところであります。

道としては、幼児期から一般の方々まで、より多くの皆様に正しい理解を深めていただくことが重要であると考えています。

就学前の子どもの頃からアイヌ文化などに慣れ親しんでいただけるよう、幼児教育の専門家などの御意見も伺いながら、アイヌの人たちに関する理解しやすい動画を作成、配信するとともに、小中学生向けの副読本の活用や、指導する教師への研修会の開催、一般の方々に向けた啓発冊子の配布など、対象者に応じた学習や啓発の機会を充実し、アイヌの歴史や文化への理解を促進してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 白川祥二君。

○29番白川祥二君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ再質問に答えていただきましたけれども、再々質問をさせていただきます。

まず、執行方針と知事公約についてであります。ただいま、感染症拡大の防止と社会活動の最小化に向け、適時適切に対応していけるよう、最優先で取り組むとお答えになりましたが、昨年9月の判断は適時適切だったと認識しているのか、伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。私は、3月7日で集中対策期間を終了することに、必ずしも反対ではありませんが、この間の道の対応や知事の説明に納得がいかない点が多々あります。

道のホームページに、第36回本部会議における決定事項の考え方が掲載されています。

ここでは、集中対策期間を国の緊急事態宣言の期間と連動させることについて、今回の対策期間については、国の緊急事態宣言の発出により、全国が一丸となって蔓延防止に取り組む中、道内においても、警戒感を高めながら、道民の皆様に行動変容に取り組んでいただく必要があることから、緊急事態宣言が発令されている期間としていますとなっております。

素直に解釈すると、ポイントは、3月7日にあるのではなく、緊急事態宣言が発令されている間にあるものと考えます。この道民に向けたメッセージと、3月7日をもって集中対策期間を終了するとの判断にどのような整合性があり、終了宣言は何を企図したものなのか、伺います。

また、集中対策期間における緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控えるといった要請は、終了後も継続されますが、この要請は、集中対策期間と終了後で、質的にどのような違いがあるのか、併せて伺います。

振興局ごとの感染状況について、まん延防止等重点措置の適用が必要となる事態に至ることのないよう、必要な施策を講じることでした。

無論、こうした事態に陥らないことが一番ですが、リスクマネジメントとしては、最悪の事態を想定して、あらかじめ対策、対応を考えることが必要と考えます。知事の見解を伺います。

変異株に係るスクリーニング検査、ゲノム解析について、大学や民間検査機関などに働きかけるとのことです。特に札幌医大には強く協力を求めるべきと考えますが、見解を伺います。

職員などが備忘等のために使用したメモなどは保管していないとのことです。

私は、面談結果などは記録に残した上で、速やかに上司等に報告し、保管しておく必要があると考えますが、その必要性も認めないということなのか、伺います。

次に、文献調査についてであります。道の参画については、適切に対応するとの姿勢から一歩も出ないお答えです。

周辺自治体をはじめ、全道に不安と懸念が広がる中、知事は、文献調査実施に係る道の役割をどのように認識し、どう適切に対応しようとするのか、伺います。

地球温暖化対策推進法の改正案については、既に閣議決定され、内容も環境省から公開されています。

知事は、なぜ道条例の改正を決断できないのか、伺い、私の質問は終わります。

ありがとうございます。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）白川議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、今後の道政運営についてであります。私といたしましては、コロナ禍において、緊急性を要するものは速やかに着手するとともに、総合計画の見直しなど、中長期的な視点を持つべきものについても、各界各層から幅広く御意見を伺うなどしながら、鋭意検討を進めておりまして、今後とも適時適切な対応となるよう努めてまいります。

次に、感染症対策についてであります。道としては、緊急事態宣言が国内で発令されている間は、高い警戒感のもと、感染の抑制に取り組むこととしてまいりましたが、感染者数が減少する中、道民の皆様のモチベーションを保つためには期限の明示が必要との考えから、改めて、3月7日までを集中対策期間として設定したものであり、私としては、現下の感染状況を踏まえると、予定どおり今月7日に集中対策期間を終了したいと考えております。

今後の対応については、専門家などの御意見を伺っているところでありますが、集中対策期間終了後も、年度末や年度初めの移動が活発になる時期が控えていることなどを踏まえ、外出、飲食、職場などでの感染防止行動の実践を、また、緊急事態宣言が延長される場合には、引き続き、そうした地域との往来の自粛を道民の皆様に要請してまいる考えであります。

次に、感染防止対策についてでございますけれども、道といたしましては、全道域での取組を基本としつつ、必要に応じて、特定の地域や業態を対象とした施策を講じることとし、特定の地域において拡大傾向が見られる場合には、地域の感染状況などの必要な情報を住民の皆様と共有しながら、他地域に波及する可能性や感染の広がり、医療提供体制等への負荷といった点を総合的に勘案するとともに、当該地域の市町村とも十分調整をし、専門家の御意見を伺いながら、強い措置を早めに講じるなど、感染の抑制に取り組んでまいります。

次に、変異株に係る検査についてであります。札幌医科大学などの大学や民間検査機関等に対して、変異株に係る新たな知見や検査方法などについて情報を共有いたしますとともに、変異株のスクリーニング検査やゲノム解析の実施についてさらに働きかけるなどしながら、必要な対策に取り組んでまいります。

次に、意見聴取の記録についてであります。有識者などへの意見聴取については、職員が聞き取った内容を基に文書として取りまとめ、私を含め、関係幹部で確認をいたしますとともに、有識者の皆様とも共有をしておりまして、今後とも適切に対応してまいります。

次に、文献調査の件でございますけれども、今後の対応などについてであります。道としては、今後とも、寿都町及び神恵内村と様々なレベルで対話を重ねますとともに、文献調査の進捗状況などについて、国やNUMOから情報収集を行いまして、その説明に疑義や不足があれば追加情報を求めるほか、道民の皆様の不安や懸念に応えるため、様々な機会を通じ、必要な情報の発信に取り組んでまいります。

なお、対話の場への道の参画については、両町村の今後の準備の状況や議論を確認しながら、

その御意向を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組についてであります。北海道地球温暖化防止対策条例では、道民の皆様や事業者の方々などに実践を求める具体的な取組などについて定めております。

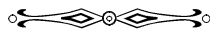
道といたしましては、国が作業を進めている地球温暖化対策推進法の改正内容や動向などを踏まえ、今後、必要な対応について検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 白川祥二君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩



午後2時1分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

志賀谷隆君。

○69番志賀谷隆君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ちまして、今般の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、現在治療中の方々の一日も早い御回復をお祈りいたします。

それでは、公明党を代表し、以下、知事、教育長並びに警察本部長に伺います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

今日、新型コロナウイルス感染症対策は、北海道が直面する最重要課題であります。

道民の命と暮らし、そして雇用を守るために、今後も、引き続き、関係機関などと連携し、万全の対策を講じなければならないものと考えます。

一方、現下の本道においては、人口減少問題をはじめ、本格的な少子・高齢社会への対応、医師不足への対策、コロナ禍で深刻な状況にある観光業を含めた道内経済の立て直し、さらに、JRやバス、航空・運輸業などへの対応など、内外に様々な緊急かつ重要な課題が山積しています。

ぜひ、鈴木道政においては、斬新な発想で大胆な取組を早急に展開し、道民の負託に応えるべきと考えます。

そこで、以下伺います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

国は、新規感染者数等の動向を踏まえ、2月末をもって、大阪府など6府県における緊急事態宣言を解除され、道においても、直近の道内の新規感染者数が1月中旬をピークに減少傾向で推移していることなどから、札幌市内の時短要請を終了されたものと考えます。

しかしながら、この間、医療提供体制への負荷が相当長期にわたっていることに加え、さきに

国の専門家会議の有識者からも、今後、変異株による感染再拡大の懸念が示されていることなどを考えるとき、依然として厳しい状況にあるものと考えます。

今後の対策を検討する前提となる感染状況の見通しについて、知事はどのような所見をお持ちなのか、伺います。

また、感染状況の見通しなどを踏まえ、今後も十分な医療提供体制を確保するため、医療機関等に対する支援に取り組むとともに、新規患者やクラスター発生時の対応などに当たる保健所についても、十分な体制を確保していく必要があると考えます。

それぞれどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

例えば、札幌市では、病院や高齢者施設、障がい者支援施設に勤務する医療従事者や介護職員など、約4万2000人を対象に、月に1回のPCR検査を実施することとしておりますが、少なくとも、こうしたリスクの高い施設の利用者や職員などのPCR検査を徹底すべきと考えますが、道としてどのように取り組むのか、伺います。

次に、後遺症への対応についてであります。

この間、新型コロナウイルス感染症の回復者の中で、何らかの後遺症を抱える方が少なくなく、このため、全国的にも専門外来を設置して対応するなどの動きがあります。

この際、道においても、札幌医科大学などにおける専門外来の設置について検討してはどうでしょうか、所見を伺います。

次に、円滑なワクチン接種についてであります。

根本的な感染症対策の切り札として期待されるワクチン接種が、先般、国内でスタートしたところであります。

国からは、医療従事者をはじめ、高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者などを優先する考え方が示されておりますが、実施主体である市町村の中には、ワクチンの供給スケジュールなどが判然としない中で、迅速、確実な実施に向け、不安の声があるものと考えます。

そこで伺います。

まず、道は、本道の今後のワクチン接種の見通しについてどのような所見をお持ちなのか、伺います。

また、今回のワクチン接種については、一つの会場で行う集団接種と、かかりつけ医などによる接種の二つの方法があり、基礎疾患などを有する方については、かかりつけ医での接種を希望する方が多いのではないのでしょうか。

これらの点も含め、道は、円滑な接種に向けてどのような課題があると考えているのか、また、今後どのように対応していく考えなのか、併せて伺います。

次に、人事異動期等における感染拡大防止対策についてであります。

3月から4月にかけては、人事異動のほか、入社、入学などにより、どうしても人の移動が活発化するため、感染拡大のリスクが非常に高まります。

道は、道民に対して、緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来自粛や感染リスクを回避す

る行動の徹底などを要請してきたほか、事業者には、テレワークや時差出勤などの一層の徹底などを要請してきておりますが、人事異動期等に向けては、経済団体や学校関係機関等とも連携して、新しい行動様式を幅広く周知するなど、3月、4月に感染を再拡大させない取組が必要と考えます。どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、中小・小規模事業者対策についてであります。

道は、今議会に、地域経済を担う中小・小規模事業者に対する支援策として、経営持続化支援緊急特別対策事業費等の関連対策予算を提案されておりますが、一方で、本道では、飲食店の営業時間短縮などの対策が長期化したことから、ホテル・宿泊業や旅行業をはじめ、バス、タクシーなどの交通事業者、飲食店など、幅広い業種に深刻な影響が出ているものと考えます。

そこでお伺いいたします。

まず、道は、こうした厳しい経営環境にある中小・小規模事業者の現状をどのように認識されているのか、また、今後どのように支援していく考えか、伺います。

次に、JR問題についてであります。

国は、令和5年度までの3年間で1300億円超の支援を行うことを明らかにいたしました。この国の支援によって、JR北海道には経営改善に向けた一層の努力が求められますが、これに併せて、地域においても、今後、黄色線区の維持に関する施策を展開していく必要があります。

道は、今定例会に、北海道高速鉄道開発株式会社による観光列車等の車両取得に対し、国と協調して助成を行うとのことで予算を提案されましたが、この取組こそが黄色線区の維持に向けた地域の象徴的な取組と考えます。

そこでお伺いをいたします。

今後の道と地域が一体となった利用促進の取組について、知事はどのような所見をお持ちなのか、お伺いをいたします。

次に、総合計画の見直しについてであります。

道は、現在、平成28年に策定された総合計画の見直しに着手をされております。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大がリーマンショックを上回るとも言われる深刻な影響を及ぼしている中であって、今回の総合計画の見直しは、従来行われてきた計画の中間見直しとは全く次元の異なるものと考えます。

総合計画は、北海道が「めざす姿」と進むべき道筋を明らかにするものとされておりますが、コロナ禍で疲弊した本道の産業、経済、地域を具体的にどのように立て直すのか、その見通しと将来展望こそ明確に示さなければならないものと考えます。

今般のコロナのような新型感染症から、子どもや高齢者をはじめ、道民の命を守るため、総合的な感染予防、治療の研究体制などの取組についても位置づける必要があると考えます。知事の所見を伺います。

また、コロナ禍により、釧路では100年、名寄で60年にわたって操業を続けてきた製紙工場が、それぞれ撤退を決めるなど、道内地域は極めて厳しい状況にあるものと考えます。

常に現場を大事にしてきた鈴木知事でありますから、自らが地域に赴き、こうした厳しい状況に置かれている地域の市町村をはじめ、関係者が抱える課題や要望を直接伺い、本道の実態をしっかりと把握した上で、総合計画の見直しに取り組むべきと考えます。併せて所見を伺います。

次に、第2青函トンネルについてであります。

北海道と本州をつなぐ第2青函トンネルの実現は、新しい北海道の経済発展の起爆剤として多大な効果が見込まれるものと考えます。また、第2青函トンネルの実現については、この間、道内の経済界などから積極的な提案が示されております。

この際、道として、このプロジェクトについて、交通や物流、経済効果などの分析を行い、費用対効果などの評価を行うなど、具体的な取組を進めるべきと考えます。所見を伺います。

次に、本道経済の活性化についてであります。

今日、昨年1月からの新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化などによる影響を受け、本道経済は極めて深刻な状況にあります。

一方、感染症の拡大により、密を避ける観点から、リモートやテレワークといった新しい働き方が注目されるなど、感染症の影響を受け、社会経済の変化が顕在化してきたところであります。

そこで伺います。

まず、知事は、本道における近年の企業立地の動向をどのように認識されているのか、また、その中で、本年度、感染症の影響による社会経済の変化を踏まえ、どのような企業誘致を行ってきたのか、直近の新たな立地の特徴も含めて所見を伺います。

また、道では、これまで、平成20年度に制定した産業振興条例に基づき、企業誘致に取り組んできたところでありますが、この間、社会経済や企業誘致を取り巻く環境は大きく変化しており、効果的に企業誘致を進めていくためには、こうした変化に対応することが大変重要と考えます。

産業振興条例の内容については、これまでも機動的な見直しを行ってきたものと承知しておりますが、テレワークの普及など、今般の新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化を受けて、例えば、省力化や省人化に向けた設備投資をはじめ、大規模な設備投資を伴わないサテライトオフィスの誘致等を補助対象とするなど、単に雇用増のみにとらわれることなく、さらなる見直しを行うべきと考えます。所見を伺います。

次に、観光振興についてであります。

観光は本道経済を支える重要な基幹産業であり、道では、今議会に観光振興のための関連予算を提案されておりますが、今後、道内外における感染症の状況を踏まえながら、時期を失することなく、道独自の大胆な観光振興策を打ち出す必要があるものと考えます。道としてどのように取り組むのか、伺います。

また、国は、「Go To トラベル事業」について、今後、段階的に感染が落ち着いた地域からの再開を検討しているものと承知しておりますが、道は、どうみん割の再開についてどのよ

うに考えているのか。

例えば、道東割、道南割、家族割など、各地域の感染状況に応じて、圏域内の周遊を促進する旅行割引も可能と考えますが、所見を伺います。

次に、保健・医療問題についてであります。

今日、本道では、医師の地域偏在が著しく、都市部と地方での医療格差は極めて深刻な状況にあると考えます。さらに、地方の医師の高齢化も指摘をされております。

道は、これら本道の地域医療の実態についてどのように認識し、今後、医師の地域格差の是正に向けてどのように取り組むのか、伺います。

また、新型コロナウイルス感染症対策のさらなる充実を考えると、例えば、子どもたちが、学校で手洗いやマスクなど、「北海道スタイル」を学ぶなど、道民一人一人が身近な日常から感染予防対策を徹底することが重要と考えます。

さらに、より幅広く道民の健康増進を考えると、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の予防が重要であり、食習慣や運動の改善策などについて研修を受けることも意義あることと考えます。

現在、札幌医科大学においては、事業者や学校への出前講座などに取り組まれておりますが、道、保健所、医療機関、医科大学などがなお一層連携し、学校、事業者など幅広い分野での健康づくりに向けた研修や教育に取り組むべきと考えます。知事及び教育長の所見を伺います。

次に、縄文世界文化遺産についてであります。

本年、いよいよ、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた動きが加速するものと考えます。

この間、本道では、堀道政における北の縄文文化回廊の構築などの政策からスタートし、歴代知事の取組の一方で、議会や経済界、学識者等による北の縄文道民会議の活動など、文字どおり、官民を挙げた積極的な取組が展開されてきたものと承知しております。

世界遺産登録の効果を生かすためには、縄文文化の価値を探求し、普及し、一層魅力を高めることが重要であります。そのためにも、既存の縄文文化交流センターと連携した活動拠点としての縄文世界遺産センターの設置が必要と考えます。知事の所見を伺います。

次に、多文化共生社会についてであります。

道は、一昨年、多文化共生社会の実現に向け、外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向を策定し、この中で、外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道の実現を目指すとの方針を示されたところでありますが、今後、具体的にどのような取組を展開されようとしているのか、伺います。

また、海外から研修員の受入れなどの国際協力活動を担うJICA北海道となお一層連携し、国際的ネットワークを構築することは極めて意義あることであり、この際、道は、JICA北海道と早急に連携協定を締結し、様々な取組を展開すべきと考えます。併せて知事の所見を伺います。

また、これまで、本道においては、留学生や労働者の方々など、様々な在留資格により、多数

の外国人の方々が来道され、労働者の方々には、技能実習をはじめ、様々な資格で就労され、地域の産業を支えていただいているところであります。

こうした中、感染症の拡大により、これまで、離職を余儀なくされた方や帰国がままならない方がいるなど、感染症の影響は、日本人だけにとどまらず、本道に在留されている外国人の方々にも及んでおります。

本道の経済活性化に向けて、外国人材の方々の活躍が必須と考えますが、厳しい状況にあるこうした方々にも支援を届けていくことが重要であります。どのように支援していくのか、所見を伺います。

次に、道内空港の活性化についてであります。

今日、道内航空ネットワークのなお一層の充実強化を図るため、まずは、札幌丘珠空港と道内の地方空港等を結ぶ路線拡充に向けた滑走路の延長やジェット化、さらに、医療や防災拠点空港化の早期実現への取組は、極めて重要なプロジェクトであると考えます。

昨年6月には、札幌丘珠空港利活用検討委員会から、滑走路延長については、一旦、1800メートルでの早期供用開始、さらには、2000メートルでの実現可能性を検証するという2段階の整備が提案されたところであります。

一方、さきに開催されたシンポジウムでは、航空関係者から、グローバルな基準で考えると、2000メートルの滑走路は当たり前などとした見解も示されたところであります。

そこでお伺いたします。

まず、道内航空ネットワークの充実強化について、知事はどのような所見をお持ちなのか、伺います。

また、さきの札幌丘珠空港利活用検討委員会による報告書について、どのように受け止めておられるのか、さらに、道や国の施設等の周辺地域への移転など、利用者増につながる周辺地域の再開発と空港機能の強化につながる取組を道として進めるべきと考えます。併せて知事の所見を伺います。

次に、北海道農業・農村振興推進計画についてであります。

今後は、経済のグローバル化がより一層進展し、国内的には人口減少や高齢化の進展による農村活力の低下など、本道の農業、農村を取り巻く情勢は厳しさを増し、さらには、新型コロナウイルス感染症の流行への対応に加え、これに伴うデジタル化の加速など、社会情勢が目まぐるしく変化しているところであります。

このような中、第6期北海道農業・農村振興計画では、おおむね10年後の北海道農業・農村が持続的に発展していく「めざす姿」を、「多様な担い手と人材が輝く力強い農業・農村」として示していますが、道では、新たな計画において掲げる「めざす姿」の実現に向けて、どのような施策を展開していく考えか、伺います。

次に、日本海漁業の振興についてであります。

今日、日本海漁業は、主要な魚種であるイカが過去最低水準になるなど、他の海域と比較し、

経営が極めて厳しい状況にあるものと考えます。

そこで伺います。

道は、さきに栽培漁業の推進方向案を取りまとめたものと承知しておりますが、今後どのように取り組まれようとしているのか。また、令和4年度以降に向けた次期栽培漁業基本計画を策定する際には、重点的な日本海振興対策を盛り込むべきと考えます。所見を伺います。

次に、カーボンニュートラルへの取組についてであります。

我が国においては、昨年秋に、2050年を目標としたカーボンニュートラルの方針が示され、今後、経済界などと連携を図り、取組が加速されるものと考えます。

道においては、既に昨年3月、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明されておりますが、本道が有するCO₂の吸収源となる広大な森林と農地、豊富な賦存量を誇る再生可能エネルギー資源などを生かしたカーボンニュートラルの実現に向け、社会、ライフスタイルの脱炭素化や新エネ・省エネの導入促進、さらには、森林吸収源の確保に向けて、官民を挙げて取り組むべきと考えます。

今後、全道を挙げた取組の展開に向けて、道はどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、災害対策についてであります。

東日本大震災の発生から今年でちょうど10年となりますが、災害は忘れた頃にやってくるとも言われております。

道においても、関係機関との災害時の連携はもちろんのこと、平常時から、防災訓練や職員の人事交流などを通じて、連携強化を図ってきていることと考えます。

災害時には、自衛隊への派遣要請や他の機関へ様々な支援を求めることがありますが、北海道開発局は、TEC-FORCEと呼ばれる災害対応に精通した組織体制を構築しており、また、応急対策に必要な各種資機材が整備されているなど、これまでも、被災自治体へソフト、ハードの両面において支援を実施してきております。

こうした開発局をはじめとする関係機関が有する人的・物的資源を最大限活用するためにも、関係機関とのさらなる連携強化に努めるべきと考えますが、所見を伺います。

また、災害時に万全で迅速な対応策を講じるため、特に、多くの情報を持つ国との情報共有の強化は必須であり、北海道開発局の光ファイバーを活用した河川や道路の映像は有効な情報であります。空知総合振興局など六つの振興局では、これらの映像を閲覧できない状況にあります。

迅速かつ実効性のある災害対策を実施するためには、一日も早く、これら6振興局の体制を整備するなど、災害時の防災情報の迅速かつ的確な収集を行うことは極めて重要と考えます。所見を伺います。

次に、教育問題についてであります。

国は、いわゆる義務教育標準法を改正して、令和3年度の小学校2年生から、学年進行で35人に計画的に引き下げ、令和7年度に小学校全学年で35人学級を実現する計画としておりますが、

道教委では、既に、小学校2年生や3年生の一部において35人学級を進めていると承知しております。

道教委としては、少人数学級の導入に当たり、これからの学校に求められる教育活動の質の向上にどのように結びつけていこうとしているのか、教育長に伺います。

次に、幼児虐待の未然防止についてであります。

虐待の中でも、性的虐待は、他の虐待と比べて事実確認が難しく、専門的な対応が必要であり、特に就学前の幼児は、経験したことを言葉で表現し、他者に伝えることが困難であることから、各保育者が幼児の気持ちに寄り添うとともに、虐待の対応などについてのスキルを備えることが必要と考えます。

道教委が設置している幼児教育推進センターでは、各幼児教育施設を対象に、幼児教育の質の向上のため、様々な研修を行っていることと承知しており、虐待への適切な対応ができる保育者を育成するためにも、研修を充実させることが重要と考えます。

道教委の取組について、教育長にお伺いをいたします。

最後に、公安問題についてであります。

依然として後を絶たない高齢運転者による死亡事故防止を含めた交通安全対策をはじめ、凶悪犯罪やコロナ禍における給付金詐欺など、年々、悪質・巧妙化する特殊詐欺、近年多発するストーカーや性犯罪などから道民を守るため、道警察においては、新年度、どのような重点的な取組を展開されようとしているのか、警察本部長にお伺いをいたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）公明党、志賀谷議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、新型コロナウイルス感染症の感染状況についてであります。道内では、昨年11月に独自の警戒ステージを3に引き上げ、札幌市にステージ4相当の強い措置を講じてきた中、急拡大していた新規感染者数の増加ペースが、11月下旬をピークに、年末年始まで緩やかに減少に転じていました。

その後、1月に入り、年末年始における特に飲食の場面での集団感染などにより、再び増加に転じましたが、さらなる集中対策の継続により、1月中旬から減少局面に入らる中で、3月の人の移動やワクチン接種を見据えて、もう一段、感染者数を引き下げ、医療提供体制への負荷の軽減を目指して行った札幌市全域の飲食店等への時短要請といった強い措置についても、2月28日には解除となるほどに、その減少が顕著に表れているところであります。

こうした中、昨年の経験を踏まえると、これから、年度末、年度初めにかけて、例年であれば、卒業、入学、転勤などの人の移動、会食の機会が多くなる時期を迎えることもあり、再び急激な拡大も生じ得ることを念頭に置きながら、「北海道スタイル」の実践の徹底に加え、積極的疫学調査や幅広い検査の実施、また、広域支援チームの早期介入による集団感染への迅速な対応など、感染防止対策にしっかりと取り組む必要があると考えております。

次に、医療提供体制や保健所の体制の確保についてであります。道では、各地域の感染状況に応じ、感染症患者を受け入れる病床の確保や宿泊療養施設の開設、重症患者の広域搬送体制の確保などに取り組んでおりますが、今後、感染が再び拡大した場合を想定して、受入れ病床数のさらなる拡充を図りますとともに、空床確保や医療機器の整備、院内感染防止対策など、医療機関に対する支援を継続し、地域で必要な医療提供体制を確保してまいります。

また、保健所については、感染症患者の疫学調査などに迅速かつ機動的に対応するため、応援体制の構築はもとより、会計年度任用職員の採用や業務の外部委託化などを進めておりますが、来年度は、保健師を増員するとともに、保健所設置市との連携を強化するため、新たに職員を配置するなどして、保健所が地域の感染症危機管理の拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、即応体制を一層強化し、感染症の早期終息に向けて各般の施策を推進していく考えであります。

次に、高齢者施設等のPCR検査についてであります。道では、重症化リスクの高い方が利用する高齢者施設や医療施設などの職員や入所者等に対する積極的な検査が必要であると考えており、これまで、高齢者施設などに対し、症状のある方がいる場合には速やかに保健所へ御連絡いただくよう積極的に呼びかけますとともに、感染者を確認した場合には、症状の有無にかかわらず、全ての職員や入所者にPCR検査を実施するなど、幅広く検査を行ってきたところでございます。

今後は、これらの取組に加え、感染拡大が見られる地域における行政検査の対象を感染者の発生していない施設に拡大するなど、柔軟な対応に努めるほか、感染対策の決め手であるワクチンの接種状況を見据えながら、早期探知や感染拡大防止の観点から、効果的な検査の在り方について早急に検討を進めてまいります。

次に、後遺症への対応についてですが、道では、退院や療養を終了された方が早期に通常の生活に復帰できるよう、保健所の保健師が、退院後から電話で保健指導を行うほか、回復後も何らかの症状がある場合は、医療機関への受診を促すなどの対応を行っているところであります。

また、感染症の回復後に見られる症状については、いまだこの感染症との関連性が明らかになっていない部分も多いことから、国では、後遺障がいの国内における発生状況を含め、その原因、持続期間、重症度、予後などを明らかにするため、令和2年度厚生労働科学特別研究事業において調査研究に取り組んでいるところであります。

道としては、今後、その結果に基づき、必要な治療や対策などが示されていくものと考えているところでありまして、国の動向を注視いたしますとともに、保健所における回復後に見られる症状等に関する御相談を通じ、その実態を把握しながら、引き続き、医療機関の皆様とも連携を図りつつ、丁寧かつ適切に対応してまいります。

次に、ワクチン接種についてであります。道内におけるワクチン接種については、医療従事者の方などへの優先接種、次に、高齢者の方、基礎疾患のある方、一般住民の方などの順で接種を行っていくこととしておりますが、ワクチンの明確な供給スケジュールが国から示されてい

いことや、接種に係る国の方針が変更されるなど、接種体制の整備に当たって様々な課題があると考えているところであります。

このため、道では、ワクチン接種に当たって、地域の実情に即した工夫や取組が柔軟に行えるよう国に要望したほか、地域において円滑かつ効果的な接種体制が整えられるよう、引き続き、国からの積極的な情報収集はもとより、医師会など医療関係団体や市町村などと情報共有をさらに緊密に行い、医療従事者の方への先行接種で得られたノウハウや他の自治体の取組を紹介するなどしながら、市町村や医療機関からの相談にも丁寧に対応するなどして、地域における接種体制の整備に努めてまいります。

次に、人事異動期の感染拡大防止対策についてであります。本道では、直近の新規感染者数は減少傾向にあるものの、卒業や入学、入社や転勤シーズンである3月から4月にかけては、人の移動が活発化し、去年の経験を踏まえると、感染の再拡大が懸念されることから、道民の皆様、事業者や学校の方々、それぞれがこの時期に改めて感染拡大の防止に取り組んでいただくことが重要であると認識をしています。

このため、道としては、経済団体と連携をし、飲食の場面での感染リスクに関する注意喚起に加えて、引越しの分散化や着任日の柔軟な対応など、この時期における新しい行動様式を、転勤、入社、入学の場面での「北海道スタイル」の提案集として取りまとめ、関係団体に広く配布したところであります。

今後とも、赴任期間を7日間から21日間に延長するなど、道職員の取組はもとより、関係団体などと連携し、道民の皆様や個別の学校、事業者の方々への周知に努め、具体の取組を促進し、着実な感染拡大防止につなげてまいります。

次に、J R北海道の利用促進に関する今後の取組についてであります。国のJ R北海道に対する支援に当たっては、大臣就任以来、幾度も北海道に足を運んでいただき、本道の鉄道網の役割や特殊性を御理解いただいた赤羽国土交通大臣だからこそその御決断だったと受け止めております。

私としては、J R北海道の第2期集中改革期間である令和3年度から5年度においては、北海道高速鉄道開発株式会社による観光列車等の取得に対し、広域自治体である道が国と協調して支援し、鉄道活性化協議会によるおもてなしなどの取組を進めながら、沿線自治体など地域関係者の皆様による利用促進の施策と連携し、観光列車を活用した施策を展開するなど、黄色線区はもとより、全道的な鉄道の利用拡大を図ってまいる考えであります。

また、沿線自治体をはじめとする地域関係者の皆様には、地域の実情に応じた鉄道のさらなる利用促進に向けて、近く策定予定の第2期アクションプランの取組をJ R北海道とともに着実に進めていくことが重要であると考えております。

次に、総合計画の見直しについてであります。感染症による道を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や、脱炭素化などの社会変革の動きに的確に対応していくため、道では、危機に対する強靱な社会を構築、北海道の真価の発揮、社会の変革への挑戦の三つを今後の政策展開の基本方

向として、総合計画を見直すこととしたところであります。

具体的には、コロナ後の反転攻勢に向けた食や観光のさらなる磨き上げはもとより、広域分散といったハンデをリスク分散の受け皿といった新しい価値へ転換し、産業や雇用、生活の場を創出することに加え、コロナ以前への回帰にとどまらない、新しい社会の実現に向けたデジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルの推進に取り組むとともに、道民の皆様の命と暮らしを守るため、感染症に強い社会システムの強靱化に取り組む考えであります。

私としては、道内の感染状況も見極め、可能な限り自らも地域に赴くなど、道民や企業、団体の皆様の意向をお伺いしながら、総合計画の見直しを進め、ポストコロナにあっても輝き続ける北海道を実現していけるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、企業誘致の取組についてであります。デジタル化、脱炭素化など、社会経済が変化する中、感染症の影響により、企業や人々のリスク分散の視点の多様化が進み、テレワークの定着による新しい働き方や地方移転の動きなども見られることから、道においても、こうした変化を的確に捉えながら、社会的距離の確保が可能となる広大な土地や、カーボンニュートラルの実現に貢献する積雪寒冷な気候と豊富な再生可能エネルギーなど、ポストコロナ時代に対応した本道の特徴を生かし、企業立地を促進していくことが重要であると認識しています。

産業振興条例に基づく道の今後の施策の在り方については、前回の見直しから5年を経過したことに伴い、これまでの誘致実績や課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、商工業振興審議会における有識者の御意見等を伺いながら、ハンデを強みに、さらには、強みを成長のエンジンに変えていけるよう、必要な検討を行ってまいります。

次に、新たな観光振興の取組についてであります。感染症の影響により、道内の観光関連産業は長期間にわたり甚大な被害を受けたことから、まずは、足元の観光需要の回復を図りながら、本道の優位性がある観光産業の発展に向け、取組を強化していくことが重要と認識しております。

このため、道では、先般、中間取りまとめを行った次期観光のくにつくり行動計画の考えに沿って、感染症の状況に応じた誘客目標の最適化を目指しつつ、まずは「新北海道スタイル」に対応したどうみん割や教育旅行の促進などにより、需要回復をしっかりと行うこととしております。

さらに、道内の空港を核とした魅力ある広域周遊モデルルートを形成するため、対象地域をこれまでの道北、道東から、函館空港のある道南地域をはじめ、全道域に広げ、2次交通の利便性向上など、観光需要の地域偏在の解消を図るほか、地域の魅力を生かしたアドベンチャートラベルやワーケーションの創造による滞在型観光の加速化を図るなど、観光立国・北海道の再構築に向けた取組を進めてまいります。

次に、医師の地域偏在についてであります。全国統一的、客観的に把握する指標として、医師の性別、年齢などを考慮した医師偏在指標では、道内に21ある2次医療圏のうち、10圏域が医師少数区域として設定され、広域分散で医療資源の偏在が著しい本道において、地域における医

師の確保は喫緊の重要な課題と認識しています。

このため、道では、医師確保計画に基づき、地域枠医師や自治医大卒業医師の配置に加え、医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣など、様々な医師確保対策に取り組んできたところであり、今後とも、医育大学や医師会、市町村などと連携しながら、各種施策を推進し、地域における医師の偏在是正に努めてまいります。

次に、縄文遺跡群の世界文化遺産登録についてであります。北海道・北東北の縄文遺跡群は、自然との共生のもと、1万年以上前から定住を実現した顕著で普遍的な価値を有するものとして、世界遺産登録を目指しているものであります。

4道県では、その価値を保存し、次世代に確実に継承するため、17の構成資産全体の包括的な保存と管理はもとより、資産全体の価値や構成資産の関係性について、調査研究や情報発信などを担う体制の構築が必要であると認識しています。

道としては、今後とも、関係自治体の皆様と緊密に連携しながら、こうした認識を共有するとともに、現在策定を進めている「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」においても、来訪者の受入れ体制の充実や遺跡の価値と魅力を伝える担い手づくりなどの必要性を示すこととしております。

今後、必要な体制整備や誘客促進方策について検討を進め、適時に実施することにより、世界遺産登録の効果が地域の交流とにぎわいの創出につながるよう、積極的な活用を努め、北海道初の世界文化遺産登録の実現と、その後を見据えた取組を着実に進めてまいります。

次に、多文化共生社会の実現に向けた取組についてであります。人口減少が続く中、地域の持続的な発展を目指すためにも、外国人の方々が地域社会の担い手として、安心して働き暮らすことができる環境を構築していくことが重要であります。

道では、新年度、外国人相談センターの相談員を増員し、コロナ禍で様々な不安を抱える方々の相談体制を強化いたしますとともに、市町村や地域の国際交流団体の皆様との連携のもと、外国人の方々との円滑なコミュニケーションを図るための研修会や、地域で生じている課題解決に向けたワークショップの開催を通じて、道内の各地域における外国人の受入れ環境整備を進めてまいります。

また、こうした取組の推進はもとより、多文化共生社会の実現を図る上で、JICA北海道との連携は有意義であります。

今後は、ポストコロナを見据えつつ、グローバル人材の育成や、農業や寒冷地技術といった本道の強みを生かした国際貢献など、具体的な連携内容の協議を進め、連携協定の締結に向けて取り組んでまいりる考えであります。

次に、丘珠空港の利活用などについてであります。広域分散型の本道において、道内航空ネットワークの充実強化は、道民の皆様的生活をはじめ、経済活動、観光振興などにとって欠かせないものであります。

このたび、札幌丘珠空港利活用検討委員会から提案された、滑走路の延伸をはじめとする空港

機能の強化は、ビジネス需要や地域医療への貢献など、北海道航空ネットワークビジョンに示した丘珠空港の将来展望の実現に向け、重要なものと考えているところであります。

また、丘珠空港は、市街地に隣接する都市型空港であり、道内航空ネットワークの拠点空港の役割が期待されていることから、道といたしましては、今後、札幌市が取りまとめる丘珠空港の将来像の内容を踏まえ、札幌市と緊密に連携を図りながら、一層の利活用と機能強化に向け、検討を進めてまいります。

次に、農業・農村振興推進計画についてであります。本道の農業や農村が、今後とも国民の食料を安定的に供給し、地域社会や経済を支える基盤産業として持続的に発展していくためには、生産力と競争力を高めながら、それぞれの地域の特色を生かした農業を展開していくことが重要であると認識しています。

このため、新たな計画では、おおむね10年後の本道の農業や農村の「めざす姿」とともに、振興局単位を基本とする各地の特色や資源を生かした地域の「めざす姿」をお示したところであります。

私としては、新たな計画に基づき、生産基盤整備の促進やデジタル技術を活用したスマート農業の加速化、道産農産物のブランド力の強化、国内外への需要の拡大、多様な人材の育成や定着を図りますとともに、市町村や農業団体の皆様と連携した推進体制の整備により、「めざす姿」の実現に向けた取組を支援するなど、新型コロナウイルス感染症を乗り越え、持続的に発展する力強い農業、農村の確立に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、日本海漁業の振興についてであります。本道の日本海地域における漁業は、イカやスケトウダラといった主要魚種の生産減少などにより、厳しい経営状況が続いております。

道では、漁業関係者の皆様と一体となって、栽培漁業の推進や、沿岸漁業と養殖業を組み合わせた経営の多角化などに取り組む、若手漁業者の就業や漁業所得の向上が図られてきたところでございます。

道としては、こうした取組が日本海地域に定着をし、漁業経営の改善につながるよう、年度内をめどに取りまとめる栽培漁業の推進方向に基づき、付加価値の高い流通が期待されるナマコやムールガイなど、新たな養殖技術の開発普及を進めるほか、ICT技術を活用した養殖業を推進し、生産性の一層の向上に取り組みますとともに、令和4年度を始期とする新たな栽培漁業基本計画においても、日本海漁業の振興が着実に図られるよう、検討を進めてまいる考えであります。

次に、ゼロカーボン実現に向けた取組についてであります。道では、現在見直しを進めている北海道地球温暖化対策推進計画において、2050年までのゼロカーボン実現に向けた目指す姿を長期的な視点と位置づけますとともに、2030年度の削減目標を2013年度比で35%削減と設定し、SDGsの考え方も踏まえ、目標の達成に向けた取組を進めることといたしました。

このため、私を本部長とする、部局横断組織である地球温暖化対策推進本部を拡充改組し、この本部の下に新たにプロジェクトチームを設け、再生可能エネルギーの導入拡大や建築物のゼロ

エネルギー化など、脱炭素化の取組を関係部局との連携のもと、機動的かつ効果的に進めてまい
る考えであります。

また、こうした取組を、産業、経済、金融などの幅広い関係者の皆様と連携協働して進めるた
めの協議の場を新たに設置するなどして、道民の皆様や事業者の方々などと、目指す姿を実現し
た具体的なイメージを共有するとともに、家庭や事業者等における省エネの取組や再エネの導入
による削減効果を分かりやすく示すなど、取組の見える化を図りながら、社会システムの脱炭素
化を着実に推進し、ゼロカーボン北海道の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、災害対策に関し、まず、関係機関との連携についてであります。私としては、災害発
生時においては、被災状況を迅速に把握し、総力を結集して道民の皆様の生命や財産を守ること
が重要であると認識しております。

そのため、道では、開発局など防災関係機関の皆様と緊密に連携して、不断に防災対策の強化
に取り組んでおり、防災訓練の共同実施はもとより、台風の接近や暴風雨災害が予想される場合
には、関係機関が参集の上、情報を共有するとともに、必要な対応を確認し、私からも道民の皆
様に直接注意を呼びかけるなど、対応に万全を期しているところでございます。

また、各機関が有する資源の活用や円滑な連携が可能となるよう、危機対策局では、自衛隊O
Bを採用しているほか、開発局や气象台、道警察、市町村消防などと人事交流を行っております。

今後とも、顔の見える関係を維持しつつ、関係機関の皆様と連携強化に一層努めてまい
る考えでございます。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 副知事浦本元人君。

○副知事浦本元人君（登壇） まず、第2青函トンネルについてであります。これまで、民間団
体におきまして第2青函トンネルの議論がなされており、新幹線の高速化による利用率の向上や
トラック輸送の時間短縮、さらには、交流人口の増加による経済効果などの可能性が示されてい
ると承知をしております。第2青函トンネルの実現により、様々な面での効果が期待されるも
のと認識しております。

一方、その実現に向けましては、実施主体や膨大な建設費用、維持管理などの課題があります
ことから、広く国民の皆様の理解促進や機運の醸成が必要でありまして、経済界などが中心とな
って幅広く御議論をいただくことが重要であると考えております。

次に、災害時の情報収集についてであります。災害時の応急対策などを実施する上では、関
係機関それぞれが収集した被災状況を共有するとともに、連携して迅速かつ的確に対応すること
が極めて重要であります。

平成28年の大雨災害や平成30年の胆振東部地震では、道の災害対策本部に設置をいたしました
指揮室に関係機関が参集いたしまして、自衛隊や道警察のヘリからの映像や開発局の光ファイバ

一でもたらされますカメラ映像といったものを共有して応急対策に当たったところがございます。

また、開発局の映像情報は、道において、河川や道路の管理を所管いたします各振興局の建設管理部が道道の交通規制などの判断に活用しております。

こうしたリアルタイムで見られる映像などの情報の共有は初動対応にも欠かせないものであり、道といたしましては、各機関が保有いたします情報関連設備や資機材の状況につきまして集約するとともに、振興局も含め、全庁的にそれらの情報を共有できる手法の検討も進め、迅速かつ的確な災害対応に向けて取り組んでまいりる考えでございます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 副知事土屋俊亮君。

○副知事土屋俊亮君（登壇）最初に、中小・小規模事業者への支援についてでございますが、昨春秋以降の感染症の再拡大に伴いまして、時短営業や往来自粛、外出自粛をはじめ、「G o T oキャンペーン」など、各種の需要喚起策の一時停止や、道外での緊急事態宣言の発令などの影響も重なりまして、道内の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、飲食業や観光業、運輸業などを中心に、非常に厳しいものと認識をしているところでございます。

このため、道といたしましては、時短などの影響を受けた事業者の皆様への支援制度を創設するほか、「G o T o トラベル」の一時停止等の影響を受けた観光事業者への支援、無料の経営相談や専門家の派遣などを行いますとともに、市町村が発行するプレミアム付商品券への上乗せ支援や道産食品の割引販売、さらには、感染状況を慎重に見極めながら、どうみん割の再開などの各種の需要喚起にも取り組むなど、国や関係機関と緊密に連携しながら、中小・小規模事業者の方々の経営継続を支援してまいりる考えでございます。

次に、企業立地の動向などについてでございますが、近年、本道におきましては、自然災害や人材確保といった事業継続に向けたリスク分散のため、IT企業やコールセンターなど、産業支援サービス業の新設が増加傾向にあります中、全国的には、今般の感染症の拡大によりまして、リスク分散や新しい働き方の観点から、地方に拠点を置く動きも出てきてございます。

このため、道といたしましては、ビジネスの場としての北海道の魅力を紹介するセミナーや展示会を通じ、首都圏企業の本社機能の移転に加えまして、テレワークが容易な業種を対象に、場所にとらわれない新しい働き方の提案を行うなど、サテライトオフィスの誘致にも取り組んできたところでございます。

また、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを契機に、生産拠点を国内に整備する動きが見られておりまして、道では、海外に生産拠点を有する道外の2000社に対しまして、生産拠点の移転に関する投資意向調査を実施いたしますとともに、意向のある企業に対しては、オンラインによる面談などを通じ、誘致活動を行ってきたところでありまして、新年度は、さらに国内に拠点を有する約2500社に対する意向調査を実施する事業を本定例会に提案したところでございます。

次に、どうみん割についてでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴いまして、本道の観光関連事業者への影響が深刻度を増していく中、事業者の皆様や関係団体の方々からは、どうみん割の早期再開を求める声が寄せられております。

道といたしましては、道内の観光需要を回復させるためには、何よりも感染症の早期終息が最優先であると考えておりまして、まずは徹底して感染を抑え込んだ後に、効果的な取組を実施していく必要があると考えております。

このため、どうみん割につきましても、コロナ禍の中で、同居者限定などの一定の条件を付与するなど、感染拡大防止策を強化いたしまして、慎重に事業内容を検討した上で再開することとし、道民の皆様に対しまして、安心して旅行していただけるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 副知事 中野祐介君。

○副知事 中野祐介君（登壇） まず、健康教育などの取組についてでございますが、道におきましては、子どもが健康な生活習慣を身につけて健やかに成長するためには、早い段階からの健康教育が重要であると考えておりまして、小・中・高校生を対象として、札幌医大や道教委と連携いたしました生活習慣病の予防などに関する出前講座を実施しているところでございます。

また、地域の事業者等に対しましては、市町村や保健所が、運動や食事を通じた健康づくり等、様々なテーマで研修会を行うなど、地域の実情に応じた健康教育を進めているところでございます。

道といたしましては、現在のコロナ禍のような状況におきましても、道民一人一人が生涯を通じて健康を保ち、心豊かに生活できるよう、医育大学などと連携した取組をより一層進めますとともに、企業や関係団体など、あらゆる分野の方々と一丸となって、感染症対策はもとより、生活習慣病の予防をはじめとした健康づくりを推進してまいります。

次に、本道在住の外国人の方々への支援についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化をいたしまして、多くの外国人の方々が、感染症への懸念はもとより、収入の減少や在留資格の喪失など、様々な不安を抱えながら、日々の生活を続けておられると認識しております。

このため、道では、これまでも、緊急小口資金貸付けや納税の猶予等、外国人も対象となります各種支援制度や在留資格の延長に関する特例措置等につきましても、多言語による情報発信を行いますとともに、求職者と企業のマッチングなどの就業サポートに取り組んでいるところでございます。

今後、コロナ禍におきまして、在留外国人の抱える課題は、一層、複雑化、多様化していくと考えられますことから、道といたしましては、札幌出入国在留管理局や北海道行政書士会などといった国の機関や関係団体から外国人相談センターに職員を派遣いただきまして、道内の各地域での移動相談会を含め、定期的に合同で相談に対応するなど、個々の事情に応じたよりきめ細かなサポートの充実に努めまして、外国人の方々にとっても働き暮らしやすい環境づくりを進めて

まいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）公明党、志賀谷議員の代表質問にお答えいたします。

保健・医療問題に関しまして、健康づくりに向けた取組についてであります。児童生徒が、生涯にわたり健康な生活を営む基礎を培うため、学校におきましては、保健体育などの授業はもとより、教育活動全体を通じて、望ましい生活習慣の形成や病気の予防について、子どもの発達段階に応じた指導を行っております。

道教委では、これまでも、医師や保健師などによる児童生徒への講話や教職員等への研修を行ってきたところでありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめ、社会環境や生活環境が大きく変化をし、子どもたちの健康課題が一層、複雑化、多様化する中で、児童生徒が健康について、自分と大切な人たちの命の問題として理解し、行動できる資質、能力を育むため、今後、医育大学や病院を含めた保健・医療機関等との連携を一層強め、健康教育のさらなる充実に努めてまいります。

次に、教育問題に関しまして、まず、少人数学級編制の導入についてであります。道教委では、現在、35人以下の少人数学級編制を、国の加配を活用し、これまでの小学校2年生に加え、令和2年度から3年間で小学校3・4年生への順次拡大に取り組んできており、このたびの法改正に伴う国の方針や道教委の取組経過を踏まえ、小学校5・6年生にも、少人数によるきめ細やかな指導が受けられるよう、国に先行して拡大を図ってまいる考えであります。

道教委といたしましては、少人数学級編制を全学年で早期に確立し、教職員のみならず、多様な人材による出張授業や体験・探求活動などを通じて、一人一人が個別最適な学びと協働的な学びを展開しながら、個性が輝き、様々な課題を乗り越えながら、ふるさとの未来を切り開くたくましい人材として成長していくことができるよう、新たな潮流にふさわしい学びの環境整備に全力で取り組んでまいります。

次に、幼児虐待の未然防止についてであります。幼児教育施設において、性的虐待など、幼児への虐待に適切に対応するためには、保育者一人一人が虐待に対する理解を深めるとともに、虐待を発見した場合には、関係機関と連携し、迅速に対応できるようになることが重要と認識しております。

このため、道教委では、昨年12月、知事部局と連携をし、性的虐待等が疑われる幼児の発するサインや言葉がけの仕方、虐待を発見した場合の対応等に関するオンデマンド教材を作成し、保育者や市町村職員を対象とした幼児教育課題研修で活用したところであります。

今後は、初任者や中堅者、管理職を対象とした研修でも本教材を活用するとともに、園内研修で個別に助言の機会を設けるなど、引き続き、保健福祉部や関係機関と連携しながら、きめ細やかな対応に努め、全ての幼児教育施設が性的虐待を含めた幼児虐待の未然防止に適切に対応できるよう、取組を充実してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 警察本部長小島裕史君。

○警察本部長小島裕史君（登壇）公明党、志賀谷議員の代表質問にお答えをいたします。

道警察の重点的な取組についてであります。令和2年中の道内における治安情勢は、刑法犯認知件数が18年連続で前年を下回り、交通事故による死者数も減少した一方で、特殊詐欺の認知件数と被害額はいずれも前年を上回り、高齢運転者による交通死亡事故も後を絶たない状況にあるなど、依然として厳しい情勢にあると認識をしております。

このような情勢を踏まえ、令和3年においては、子ども、女性、高齢者等の犯罪被害防止、重要犯罪等道民に不安を与える犯罪の徹底検挙、交通死亡事故の抑止など、10項目を重点目標に設定し、治安維持に取り組むとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う新たな総合対策の推進を特別目標に掲げ、大会の安全かつ円滑な開催に向けた諸対策に万全を期してまいります。

道警察といたしましては、道民の皆様の御理解と御協力を得て、犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道の実現に向け、活動指針である「道民とともに 道民のために 強く正しく」を実践し、職員が丸丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 志賀谷隆君の質問は終了いたしました。

1. 休会の決定

○議長村田憲俊君 お諮りいたします。

議案等調査のため、3月8日は本会議を休会することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長村田憲俊君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月9日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時9分散会